

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 平成 27 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成 27 年度教育行政執行方針
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 1 号 第 2 次遠軽町総合計画を定めることについて
- 日程第 7 議案第 2 号 遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について
- 日程第 9 議案第 4 号 遠軽町行政組織条例及び遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 5 号 遠軽町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 号 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7 号 遠軽町放課後児童対策事業条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 8 号 遠軽町保育所条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 9 号 遠軽町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 10 号 遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 11 号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 12 号 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 13 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 14 号 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 15 号 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 16 号 遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 6 一般質問
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 8 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 0 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 1 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 2 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 3 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 4 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 5 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 6 議員派遣について

平成 27 年第 1 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 3 月 10 日（火）午前 10 時 00 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 平成 27 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成 27 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 第 2 次遠軽町総合計画を定めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 遠軽町行政組織条例及び遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 遠軽町行政手続条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 遠軽町放課後児童対策事業条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 遠軽町保育所条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 9 号 | 遠軽町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 10 号 | 遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 11 号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 12 号 | 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 13 号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 14 号 | 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 |

《平成 27 年 3 月 10 日》

営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第20 議案第15号 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 議案第18号 平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第19号 平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第20号 平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第21号 平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第22号 平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	新国純一君

◎説明員

《平成27年3月10日》

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
総務部参与	岡村宏君	民生部長	村本秀敏君
経済部長	大河原忠宏君	総務課長	舟木淳次君
情報管財課長	中村哲男君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	鈴木光男君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	シオパーク推進課長	鴻上栄治君
農政林務課長	澤口浩幸君	商工観光課長	伊藤雅彦君
税務課長	会津靖朗君	保育課長	菊地隆君
建設課長	山本善宏君	建設課参事	内野清一君
水道課長	久保英之君	会計管理者	小野寺健君
丸瀬布総合支所長	小谷英充君	白滝総合支所長	荒井正教君
生田原総合支所産業課長	大辻祐一君	丸瀬布総合支所産業課長	増田眞一君
教育長	河原英男君	教育部長	寒河江陽一君
教育部総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	佐藤祐治君
図書館長	佐川哲史君	教育部総務課参事	藤本陽一君
社会教育課参事	門脇和仁君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田守君	事務局主幹	河本伸二君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成27年第1回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成26年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第36までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、奥田議員、松田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成27年第1回遠軽町議会定例会の会期につきまして

は、3月5日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月17日までの8日間と決定いたしました。

なお、3月12日から16日までの5日間は予算審査及び休日のため休会といたします。追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月16日正午までに事務局へ提出されますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの8日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第3 平成27年度施政執行方針及び提出案件要旨説明 並びに平成27年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成27年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに平成27年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成27年第1回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成26年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

昨年12月16日から18日にかけて発生した暴風雪についてであります。17日未明から暴風雪が強まったため災害対策本部を設置し、暴風雪への警戒、町道の除雪、ひとり暮らしの高齢者などへの安否確認等を行ったところです。また、国道の通行止めに伴い、町内に臨時避難所を4か所設置し、63人を受け入れたところであります。

なお、これらに要する費用については専決処分させていただきましたので、本議会に報告し承認をお願いするものであります。

次に、日本ジオパーク委員会による白滝ジオパークの再認定審査の結果が昨年12月22日に発表され、2年後に再審査を受ける条件付き再認定となりました。

審査では、黒曜石の保全活動を初め、多くの優れた取り組みが認められ、今後のさらなる展開が期待されるものとして評価された一方で、ジオパークの活動を支える組織的な枠組みや基本計画が現時点では再構築されていない点について改善を求められたところであります。

今後、組織、運営体制を見直し、さらに町が一体となった取り組みを進め、2年後の再

《平成27年3月10日》

審査に向け、ジオパーク活動を推進してまいります。

2月22日には、湧別町と連携して実施している湧別原野オホーツク100キロメートルクロスカントリースキー大会が絶好のコンディションの中、開催されたところであります。

今大会は、第30回の節目となる記念大会となりましたので、網走市出身のオリンピック選手である夏見円さんを特別ゲストとしてお招きし、大会前日から2日間にわたりさまざまな形で大会参加者やボランティアの皆さんと交流を深め、記念大会に花を添えていただいたところであります。

また、これまでの参加者の要望もあった白滝をスタートとし、遠軽をゴールとする60キロメートルの北大雪コースを設け、56人のエントリーがあったところであり、大会全体としましては、最長コースである湧別原野85キロメートルコースの復活後、最多となる1,310人の参加となったところであります。

大会運営のため、早朝から御支援いただきました関係者や町民ボランティアの皆様を初め、御協力いただきました地権者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

次に、平成27年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて申し上げます。

平成27年度は、遠軽町が合併し10年の節目を迎える年になります。この間、それぞれの地域の歴史、特色を生かしたまちづくりを進めてまいりました。

私も町政を担わせていただき2期目の2年目を迎え、引き続きこの貴重な経験を生かし、私の公約であります「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け取り組んでまいりますので、町民並びに町議会の皆様には御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さらに今年度は、まちづくりの基本となる第2次遠軽町総合計画のスタートの年でもあります。合併による優遇措置である合併特例債は、平成32年度で期限を迎えます。この有利な財源を活用し、福祉センターの建て替え等、今後予定されている大型案件の事業に取り組むとともに、第1次産業の振興と医療、福祉、商工業、教育の充実を図り、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指したまちづくりを進めてまいります。

福祉センターの建て替えに伴う建設場所については、現在の岩見通コミュニティー広場駐車場周辺を予定地として、今後、地権者、地元商店街振興会、関係者等に説明をさせていただき、議会とも協議をさせていただき、建設に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、旭川紋別自動車道の（仮称）遠軽豊里ICがロックバレースキー場周辺に設置されることになりましたので、関係機関等の皆様と十分協議をさせていただき、遠軽町の魅力を発信し、地域活性化につながる複合型施設として、スキー場ロッジを併用した道の駅の整備に向け取り組んでまいります。

《平成27年3月10日》

次に、地方創生の推進と町の取り組みについて申し上げます。

国の三本の矢による一体的な取り組みの政策効果により、一部の企業では経営改善の兆しは見られるものの、地方においては消費税率の引き上げによる駆け込み需要の反動減や物価上昇による個人消費、住宅投資等の落ち込み等により、未だ景気回復の実感がないのが現状であります。このため、国は、地方への多様な支援と切れ目ない施策を展開するため、地方から日本を創生する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、人口減少克服、地方創生という構造的な課題に取り組む方針を示しました。

この方針に基づき、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において、地域住民生活等緊急支援のための交付金を創設し、平成26年度補正予算に盛り込み、地方への景気回復を目指すとしています。

この交付金は、地域の消費喚起にスピード感をもって行う「地域消費喚起・生活支援型」と、地方が直面する構造的な課題に取り組む「地方創生先行型」に分かれており、遠軽町としてもこの交付金を有効に活用し、地域の活性化につなげていきたいと考えています。このため、平成27年度予算は、平成26年度補正予算と一体的に編成し、プレミアム付商品券及び建設券発行事業に対する支援を行い、地域の消費喚起を行うとともに、公共事業の早期発注等による地域経済の活性化に努め、まちづくりの基本となる産業基盤、子育て環境の充実、未来を担う子どもたちの教育と高齢者に対する福祉政策を柱に予算編成を行ったところです。

次に、平成27年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目は、「人と自然に思いやりのあるまちづくり」です。

遠軽町は、森林や清流など豊かな自然に恵まれています。この環境を守り、未来につなげていくため、ジオパークの取り組みを推進し、秩序ある土地利用のもと、人と自然に思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。また、それぞれの地域にある歴史や文化、自然を彩る大地の遺産を活用、保全する活動を推進するとともに、町民の皆様にジオパークをより知っていただくよう普及、啓蒙に努めてまいります。

森林については、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養などの極めて多くの多面的機能を有しており、この資源を活用するため、計画的な森林整備を行ってまいります。

河川については、生活に必要な豊かな水資源や景観、生態系の保全に寄与しています。一方で、氾濫などの災害を引き起こす要因ともなるため、治水、防災等自然環境に配慮した河川環境の整備が求められており、河川の機能低下を防ぐトーンナイ川河川維持工事、山の神川護岸工事を実施してまいります。

道河川の整備については、生田原川では、生田原水穂にある安立橋の上流から下流にかけて約200メートルの河川改修が予定され、サナブチ川では、新たに架け替えられた阿部橋から上流約500メートルの河道整備が予定されています。

《平成27年3月10日》

再生可能エネルギーの推進については、地域の特性を生かした木質バイオマスエネルギーとして、丸瀬布自然資源活用型交流促進施設「やまびこ」に導入したチップボイラーの活用により、経費の削減と温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、引き続き住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブの設置に助成し、環境に配慮した新エネルギーの普及促進と地域経済の活性化を図ってまいります。

道路については、町民の日常生活に不可欠な生活基盤であるとともに、産業経済を支える重要な役割を担っていることから、適正な維持管理に努めるとともに、道路の整備を推進してまいります。

高規格道路「旭川紋別自動車道」については、平成28年度中に丸瀬布瀬戸瀬間の供用開始が予定されており、瀬戸瀬豊里間についても、早期供用開始に向けた整備促進と地域高規格道路「遠軽北見道路」の整備について引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽安国線において町道豊里41号道路から豊里42号道路までの一部区間、約200メートルの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。町道は、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、3・6・9岩見通、市街地40号等の改良舗装工事を実施してまいります。また、冬期間の適正な管理を行うため、除雪トラック専用車を購入し、除排雪の充実を図るとともに、町道の適正な維持管理に努めてまいります。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となってきます。このため、利用者のニーズに配慮した町営バスの運行に努めるとともに、民間バスについては、事業者に対する運行補助を引き続き行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目は、「安全・安心で住みごちの良い暮らしの場づくり」です。

住宅環境の充実については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、ふくろ団地、栄行団地及びあけぼの団地の建設、学校通団地の大規模改修を行うとともに、既存の公営住宅の適正な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、生田原配水池の増設、送水管、配水管の整備、安国浄水場の建設に着手するとともに、清川頭首工転倒ゲート改修工事を行い、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。また、(仮称)遠軽豊里IC、道の駅整備に伴う汚水処理計画変更、南町ポンプ場の増設工事、遠軽下水処理センター建設工事、未整備地区の解消、市街地の浸水対策等を図るため、管渠工事を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、日本全国で起きており、これまでの防災計画の見直し、関係機関等との連携した災害体制の強化が急務となっています。このため、今年度は、これらの災害を想定したより機能的な総合防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚と防災体制の強化を図ってまいります。

また、近年は、国、JR等が暴風雪災害による事故防止のため、早目に交通規制等を行

うようになったことから、町にも住民等に対する災害情報の周知、避難所の開設、停電対策等迅速な対応が求められるようになりました。このため、災害に備えた非常用食料、資機材等の備蓄を計画的に進めるとともに、事故を未然に防止するため、関係機関と連携を図り、情報の提供・事前対応を速やかに行える体制を確立し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、旭野一般廃棄物処分場の延命化を図ってまいります。また、遠軽地区広域組合によるごみ焼却施設の建設については、平成29年度中の稼働に向けて事業を進めてまいります。

三つ目は、「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」です。

本町の基幹産業である農業の振興については、土づくり、人づくり、郷づくりを基本に取り組んでまいります。

土づくりについては、生産性、収益性を高め、経営の安定化を図るとともに、農業農村地域が持つ国土保全、景観形成等の多面的機能を発揮させることが重要であることから、国の交付金を活用し、土地基盤の整備を進めると同時に、昨年、遠軽地域で始めた緑肥事業を他地域にも拡大し、土づくりを進めてまいります。また、農業の振興に重要な役割を担っている農業振興公社の民間移行を進めるため、財政支援を行ってまいります。

人づくりについては、新規就農、後継者対策として専門相談員を配置し、組織体制の強化を図り、担い手の確保に努めてまいります。また、高収益作物栽培を推進し、定着化するため、枝豆、アスパラガスの栽培を行う農業者団体に対し、引き続き助成を行ってまいります。

郷づくりについては、担い手の農地や農業用施設、農地環境の維持保全を地域共同で行うために設立される組織に助成を行い、担い手の負担軽減を図るとともに、大規模停電対策として畜舎の電気設備、分電盤整備に対して新たに助成を行い、農家の経営安定化につなげてまいります。また、地域の活性化に取り組む女性農業者団体及び農業青年団体の活動を引き続き支援し、元気と活力ある新たな農業の可能性を追求してまいります。

鳥獣被害対策については、猟友会の協力をいただきながら、エゾシカ、ヒグマ、キツネの駆除・捕獲を実施し、農林産物の被害防止に努めてまいります。また、丸瀬布平和山公園で実施している囲いわなによるエゾシカの捕獲事業については、他地域での実施を含め、事業の検証を行ってまいります。

畜産については、家畜伝染病の予防として、生乳や公共牧場入牧牛の検査に要する経費の助成を行い、徹底した未然防止対策を実施し、生産性の向上を図り、経営の安定化を図るとともに、安心・安全な畜産物の生産を進めてまいります。また、家畜排せつ物の臭気対策として、モニタリング調査を実施してまいります。

林業の振興については、森林経営計画に基づき、未来につなぐ森づくり推進事業、森林整備地域活動支援対策事業、森林整備担い手対策事業に対し、引き続き助成するとともに

に、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、地元商工業者の経営改善に向け、遠軽商工会議所及びえんがる商工会が発行するプレミアム付商品券及び建設券発行事業に対する支援を行い、商工業の活性化を図ってまいります。また、地元経済の活性化に必要な地場企業を支援するため、事業者が利用しやすいよう改正した支援制度の普及促進を行い、商工業の振興を図ってまいります。

観光の振興については、新しい観光の形として注目されている着地型観光の開拓に向け、現在、北海道の委託事業として実施されている交流参加型国際観光地づくりモデル事業において、シンガポールから現地の旅行会社を招聘したところ好感触を得まして、今年度2回のツアーが行われる予定であります。今後も観光協会と連携し、地元資源の開発、受入体制、体験メニュー等の検討を行い、観光客の集客を図るとともに、この地域の持つ魅力を新たな観光資源として、地域の活性化に取り組んでまいります。また、各地域で開催される観光イベント等に引き続き支援を行ってまいります。

施設整備として、生田原コミュニティセンター改修工事、白滝ゲートボール公園パークゴルフ場グリーン等改修工事を実施してまいります。

四つ目は、「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」です。

保健対策の充実については、町民の皆様が健康で健やかに暮らせるよう、各種健診の受診を勧奨し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、関係機関と連携を図り、健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、関係市町村と連携を図り、医師の確保に向け引き続き要請を行い、住民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。また、地域医療に欠かすことのできない丸瀬布厚生病院に引き続き支援を行ってまいります。

子育て環境の充実については、子育て支援課を設置するとともに、安心して子どもを産み育て、健やかに成長できる地域づくりを目指すため策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、次世代育成の取り組みを推進してまいります。

保育所については、保護者の子育て環境を支援するため、受け入れ時間の延長を行うとともに、放課後児童対策として実施している学童保育については、保護者等の要望を踏まえ、丸瀬布地域において新たに実施するとともに、生田原、白滝地域で徴収している負担金を無料とし、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、中学生の入院費の助成を継続するとともに、乳幼児健診及びきめ細かな相談体制による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

子ども・子育て支援制度における施設型給付を受ける認定こども園遠軽中央幼稚園、遠軽ひばり幼稚園に支援をしてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に

暮らせる環境整備を進めてまいります。このため、現在実施している高齢者バス乗車助成実施要綱をハイヤーにも利用できるよう見直し、バス停から遠距離の地域で普段外出機会の少ない高齢者が外出しやすい環境をつくってまいります。

また、老人クラブ運営費、高齢者運動会事業等に助成を行い、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、障がい者（児）が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう関係団体と連携し、障害福祉サービスや相談支援に取り組んでまいります。

五つ目は、「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」です。

子ども教育の充実については、教育を取り巻く環境が大きく変化している中、子どもたちが自立し、社会の一員として豊かな人生を送ることができる「生きる力」の育成が重要であり、学校、家庭、地域社会の教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、知育、徳育、体育のバランスのとれた子どもの育成とその基盤となる教育環境づくりに努めていくことが必要です。

このため、基礎的、基本的な知識や技能の習得を確実なものにし、思考力、判断力、表現力等の育成を図り、学びの質を高めてまいります。また、豊かな心を育てるため、基盤となる道徳教育を充実するとともに、社会教育とも連携しながら健康への関心を高め、運動の日常化を図り、健康な身体を育ててまいります。

これらの取り組みを進めるためには、一人ひとりの教職員が専門職としての自覚と資質を高めていく必要があり、各種研修事業への参加奨励やモラル向上に努めるとともに、学校評議員制度を活用し、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる風通しのよい学校づくりを進めてまいります。

施設については、遠軽中学校大規模改修工事、南中学校耐震改修工事、教職員住宅の新築工事等を実施してまいります。

学校給食については、安全・安心な給食を提供するため、食中毒防止策を強化するとともに、学校給食費の管理を公会計で実施し、学校給食のスムーズな運営に努めてまいります。また、丸瀬布学校給食センター建設工事を実施し、施設、管理運営体制の充実を図ってまいります。

家庭教育の充実については、近年、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な状況から、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する総合的な支援体制が求められています。このため、学校や地域、関係団体と連携、協力を強化し、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みを推進してまいります。

社会教育の充実については、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる環境が求められており、町民一人ひとりが個性や地域特性を生かしながら、自主的、主体的に学習活動に取り組めるよう学習環境の整備に努め、生涯学習の振興を図ってまいります。

《平成27年3月10日》

各世代が学べる学習環境の充実については、生涯学習情報センターの機能を持つ各図書館（室）が連携し、蔵書の充実と読書の普及促進を図るとともに、生田原図書館屋根防水改修工事等の施設整備を行ってまいります。

芸術・文化活動の振興については、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパークとも連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。また、合併10周年を記念し、音楽振興実行委員会の共催にて、音楽公演事業「札幌交響楽団公演」を開催し、芸術・文化の振興を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進し、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与するとともに、町民の健康づくりのため、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的、主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう積極的に支援してまいります。また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携、協力のもと、各種大会、合宿の誘致を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設については、指定管理者の遠軽町体育協会が管理運営を行っており、休館日、開館時間の見直しやトレーニングルームの開設など、町民ニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の管理運営が進められており、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

施設整備については、（仮称）スポーツ広場整備工事、えんがる湧別川多目的広場ラグビーポール設置工事等を実施してまいります。

六つ目は、「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」です。

協働でまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が必要です。

遠軽町も合併から10年目を迎え、町民、議会、町が相互に理解、尊重しながら協働でまちづくりを進めていくことが必要です。このため、ホームページや広報などによる情報発信の充実にも努めるとともに、地域懇談会、地域審議会、移動町長室等のさまざまな機会を通して町民の皆様の要望等を伺い、町政に反映させていきたいと考えております。

また、災害支援やさまざまなイベント等への協力等、この周辺地域になくてはならない陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育など、まちづくりに重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、関係団体と連携を図り、存置に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティー活動の充実については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティー活動を支援し、地域コミュニティーの拡大強化を図ってまいります。

町が目指すべき理想像の実現については、合併により経費の削減、事務の効率化を図ってまいりましたが、将来を見据えた持続可能な行政運営を行っていくため、引き続き行政改革推進計画に基づき、行政改革を推進するとともに、徹底したPDCAによる効率的な行政運営を行ってまいります。また、公共施設等については、公共施設等総合管理計画を

策定し、効率的、効果的な管理運営に努めてまいります。

効率よい財政運営については、安定した財政基盤を確立し、持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

これまで、私が会長を務めております北海道合併市町連携会議においても、合併特例債の延長を要望し、5年間の延長が認められました。また、合併時において想定されなかった支所、消防等の経費等について、一本算定後の地方交付税に反映するよう要望活動を行い、現在の特例分のおおむね7割程度が確保されることとなりました。

これらのことにより、将来の財政運営に明るい見通しが立ったところですが、地方交付税については、国の動向により影響を受けますので、引き続き行政改革等に取り組み、安定した財政基盤を確立し、効率的な行政運営に努めてまいります。

以上、平成27年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、平成27年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、扶助費の増により対前年比1.2%の増、投資的経費は、ふくろ団地公営住宅建設工事、遠軽中学校大規模改修工事、丸瀬布学校給食センター建設工事、スポーツ広場整備工事等の建設工事により、前年比70.4%増となります。その他の経費も、補助費等の増加で、対前年比7.6%の増により、総額で対前年比14.5%増の153億6,100万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計27億9,724万4,000円、後期高齢者医療特別会計3億362万1,000円、介護保険特別会計16億2,657万4,000円、個別排水処理事業特別会計750万5,000円、公共用地先行取得事業特別会計820万円の5会計で47億4,314万4,000円、企業会計については、水道事業会計9億5,904万5,000円、下水道事業会計19億5,256万1,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた平成27年度予算は、対前年比13.7%増の230億1,575万円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成27年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ、収入見込額を計上したところです。

町税については、人口減による給与、年金所得者の所得減はあるものの、平成26年度決算見込みが当初予算から増額の見込みであることから、対前年比1.2%増を見込むとともに、法人町民税は、国の景気対策によって都市の景気は回復基調にあるものの、未だ地域経済はその効果を実感できる状況にありません。また、法人税割は、交付税会計への財源移譲に伴う税率の引き下げにより、対前年比1.6%減を見込み、固定資産税も平成27年度は評価替えの年度となり、土地は評価額が宅地全体で7.0%下落、家屋も建築物価が上昇している中での評価替えですが、物価上昇率と経年減点補正率を乗じた税額は減額となり、対前年比3.7%減を見込み、総額で対前年比1.5%減の19億9,676

《平成27年3月10日》

万1,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画に基づき計上したところです。

国庫支出金、道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、本年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、地方公務員法の改正により平成28年度から導入する人事評価制度に向けた人事評価制度導入支援業務委託料、老朽化に伴う電話機器の更新に係る備品購入費、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料及び負担金、移住・定住促進事業、地域おこし協力隊事業、（仮称）遠軽豊里IC設置に伴う道の駅・周辺施設基本設計業務委託料、道の駅開発行為設計業務委託料及び道の駅汚水整備設計業務委託料に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バスの運行に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、交通安全・防犯・青少年の健全育成を柱とした安全・安心まちづくり事業、自治会活動の支援に要する経費等を計上したところです。

民生費については、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者、児童、乳幼児等への福祉施策、児童自立支援施設整備に対する補助、児童手当支給事業に要する経費、遠軽中央幼稚園及びひばり幼稚園認定こども園運営費負担金に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦健診事業、子育て支援事業、予防接種事業、地域医療対策として丸瀬布厚生病院に対する損失負担金、生田原診療所運営費、学田墓地造成工事測量業務委託、生活排水処理基本計画策定業務委託料、広域組合が実施するごみ焼却施設建設に係る工事及び給水管布設工事に要する負担金等の経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費、遠紋地域人材開発センター蒸気ボイラー更新工事に要する経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農業担い手対策に要する経費、枝豆栽培等を行う農業者団体に補助する農作物栽培奨励事業、土づくり事業、女性農業者団体活動推進事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、農業振興公社に対する出資金、白滝農林水産物直売・食材供給施設指定管理委託料、多面的機能支払事業等に要する経費等を計上したところです。また、小規模土地改良事業で実施する東町地区防災安全施設対策工事に要する経費等を計上したところです。

《平成27年3月10日》

林業振興では、鳥獣被害対策に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林整備地域活動支援対策事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業及び企業振興促進助成事業、地域資源を活用した地場産業振興等に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会等が主催する各種イベントの推進及び地域イベントに対する補助経費、えんがる町観光協会事務局経費及びエア遊具の更新を支援する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンター改修工事、いこいの森あずまや改修、山の家・文化村ロッジ屋根塗装工事等に要する経費を計上したところです。

土木費の道路関係では、東2線道路防雪工事（防雪柵）、市街地40号道路改良舗装工事、西町通学通道路改良舗装工事、西町3丁目8号通道路改良舗装工事、福路39号線通道路改良舗装工事、市街地34号線通平和橋長寿命化工事、除雪対策として、除雪ダンプ購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、3・6・9岩見通道路改良舗装工事、地籍整備事業、都市計画用途地域等指定見直しに要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、ふくろ団地公営住宅建設工事、栄行団地公営住宅建設工事、あけぼの団地公営住宅建設工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策では、防災マップ作成に係る経費、総合防災訓練に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金等に要する経費等を計上したところです。

学校施設整備では、遠軽中学校大規模改修工事、南中学校耐震改修工事、生田原中学校音楽室屋根改修工事に要する経費を計上したところです。

学校給食関係では、丸瀬布学校給食センター建設工事、生田原給食センタートラックイン消毒保管機購入に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、埋蔵文化財センター運営に要する経費、丸瀬布昆虫生態館放蝶室暖房設備改修工事に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、生田原図書館屋根防水改修工事、図書資料等の充実、読書の普及等図書館事業に要する経費等を計上したところです。

社会体育関係では、指定管理業務委託料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポー

ツ団体等の支援に要する経費、スポーツ合宿誘致活動補助金、（仮称）スポーツ広場整備工事、（仮称）スポーツ広場トイレ建設工事実施設計業務委託、えんがる湧別川多目的広場ラグビーポール設置工事に要する経費等を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努めてまいります。また、医療費の適正化、抑制を目指し、安定した運営を図るため、国民健康保険税の収納率向上に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、国・道支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,871人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、歳入では保険料収入について、1号被保険者を7,504人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費、地域支援事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、丸瀬布及び白滝地域の公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進しており、歳入については、使用料及び手数料等を計上し、歳出については、維持管理費に要する経費等を計上したところです。

公共用地先行取得事業特別会計については、起債の償還費でありまして、一般会計からの繰入金を充当するものです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、給水戸数を9,528戸と予定し、収益的収入では、水道料金等6億1,897万8,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として5億4,453万1,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等2億4,122万5,000円、資本的支出では生田原配水池増設工事、送水管・配水管の整備、安国浄水場建設工事、清川頭首工転倒ゲート改修工事、水道管布設替工事、水道メーター検満取替経費及び企業債償還金等4億1,451万4,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、排水戸数6,636戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等11億6,831万2,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費

として9億4,377万3,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等6億2,756万5,000円、資本的支出では、下水処理センター建設工事、南町ポンプ場増設工事、管渠工事及び企業債償還金等10億878万8,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分承認を求めることについては、暴風雪による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員岩田ふじ子氏及び稲山進氏が平成27年3月31日、山本美栄子氏及び宿谷隆司氏が平成27年6月30日をもって任期満了となるため、委員の候補者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号第2次遠軽町総合計画を定めることについては、第2次遠軽町総合計画を定めたいので、遠軽町議会基本条例第11条第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定及び議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町行政組織条例及び遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正については、子育て支援課を設置するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部改正等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正については、洗濯機の設置に伴い使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町放課後児童対策事業条例の一部改正については、遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行及び負担金の無料化に伴い、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町保育所条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の制定に伴い、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町介護保険条例の一部改正については、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正については、いこいの森の施設を追加し、使用区分を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町簡易水道事業の安国簡易水道の給水人口等の認可変更並びに遠軽町水道事業及

《平成27年3月10日》

び下水道事業の資本金の造成について必要な事項を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第 1 2 号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道メーターの設置及び貸与の取扱いを変更するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 3 号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、大型免許等資格取得支援事業の実施に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 1 4 号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 1 5 号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 1 6 号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 1 7 号平成 2 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金及び繰入金などについて、事務事業の確定により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てするものです。

歳出については、地域住民生活等緊急支援のための交付金として、遠軽商工会議所及びえんがる商工会が発行するプレミアム付商品券に対する補助、遠軽商工会議所が発行するプレミアム付建設券に対する補助、ジオパーク推進事業（全国研修会）等に要する経費、妊婦健診超音波検査委託料、虹のひろば遊具設置工事、移住定住促進事業、小中学校吹奏楽楽器購入費、紋別空港利用促進負担金、森林・林業お試し就業しごとづくり事業に対する森林組合助成金、大型免許等資格取得支援事業補助金、介護人材育成事業補助金、貸切バス利用補助事業補助金、観光振興に係る観光協会に対する補助金に要する経費等を計上するとともに、事務事業の執行精査、青年就農給付金事業補助金、機構集積協力金交付金事業補助金、社会体育振興補助金等に係る経費を計上したところです。

議案第 1 8 号平成 2 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、療養給付費等負担金の確定により補正するものです。

《平成 2 7 年 3 月 1 0 日》

議案第19号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護保険システム改修業務委託料及び遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料の追加、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費等を精査し、補正するものです。

議案第20号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第21号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）については、有形固定資産の追加及び事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第22号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）については、有形固定資産の追加、国庫補助金、委託料及び工事費等を精査し、補正するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます、平成27年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 新山教育委員長。

○教育委員長（新山史賢君） 一登壇一

平成27年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

今日、情報化、少子化の進行、家庭や地域での教育力の低下など、教育を取り巻く環境が大きく変化してきております。こうした時代の中にあって、子どもたちが自立し、社会の一員として豊かな人生を送ることができる「生きる力」を育成することは教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携は幼保、高校へと広がり、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところです。

教育委員会としては、その連携をもとにして知育、徳育、体育のバランスのとれた子どもの育成とその基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、「確かな学力」の伸長の第一として、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、「基礎的・基本的な知識や技能の習得」を確実なものにするよう努めてまいります。

第2には、習得した基礎的・基本的な学習内容を活用して、生き方の基盤となる言語能力を育てながら、「思考力・判断力・表現力等の育成」を図ってまいります。

第3には、小・中学校の連続性や家庭、地域社会の役割を強化し、学校、家庭、地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、地域の産業や自然遺産を教育活動に生かすなど、「学びの質」を高めてまいります。

《平成27年3月10日》

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育を充実し、生命の尊重、善悪の判断、他者を思いやる心情や自然と共生する心などをさまざまな体験活動を通して培ってまいります。また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな育ち」の涵養に努めてまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健康な身体」を育てるために、全国体力、運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえるとともに、社会教育などとも連携しながら健康への関心を高め、運動の日常化を図るよう努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に、「学校安全」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、「安全教育」「安全管理」について組織的な取り組みを強化いたします。あわせて、いじめや不登校の解決、携帯電話やインターネットにおけるモラルの確立、薬物の有害性などについても生徒指導を充実し、家庭、地域、関係機関との連携を図り、社会全体で子供たちを見守る体制づくりを推進してまいります。

2点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じたより適切な指導、支援に努めてまいります。

3点目に、「食育」につきましては、家庭、地域社会と連携し、児童・生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるとともに、「地産地消」にも努めてまいります。

最後に、「信頼される学校」について申し上げます。

学校存立の基盤は、「一人ひとりの教師の信頼」にかかっております。そのため、校内研修を充実させるとともに、各種研修事業への参加奨励やモラルの向上を図るなど、専門職としての自覚と資質を高めてまいります。あわせて、学校評議員制度を活用するなどして、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる「風通しのよい学校づくり」を進め、町民の負託に応えるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるよう予算措置し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。また、就学援助費につきましては、給与対象経費区分を拡大し、認定児童生徒の保護者に対して支援してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便性を図るため、スクールバスの運行を行うとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。また、白滝地域のスクールバス1台の更新に係る経費を予算措置し、充実を図ってまいります。

《平成27年3月10日》

スキー授業に係るリフト代につきましては、昨年度に引き続き町の負担を3分の2とし、保護者の負担を軽減してまいります。

各中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における外国語活動につきましても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き英語指導助手3名を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

信頼される学校づくりを目指し、教職員の資質向上を図るとともに、学校や教員に対する信頼を確立するため、教職員の各種研修活動への積極的な参加を促してまいります。

遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促してまいります。

小・中学校の大規模改修につきましては、年次計画により、今年度は平成26年度からの3か年事業であります遠軽中学校大規模改修工事とあわせて耐震改修工事を実施してまいります。また、南中学校についても耐震改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

その他の施設整備につきましては、丸瀬布小学校プレイルーム床改修工事及びグラウンド階段改修工事、生田原中学校音楽室屋根改修工事、安国中学校玄関外壁改修工事などを行うとともに、各小中学校の環境整備に努めてまいります。また、教職員の住環境整備のため、教職員（生田原地区、安国地区）住宅建設工事を実施してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善、老朽化した備品の更新や衛生管理の徹底など、食中毒防止策を強化するとともに、学校給食費の管理を公会計で実施し、学校給食のスムーズな運営に努めてまいります。また、丸瀬布学校給食センター建設工事を実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけるよう努めることが求められています。

そのためには、生涯各期の学習機会の充実を図るとともに、学習情報の提供や学習相談体制の充実を図るなど、町民一人ひとりが個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組めるよう学習環境の整備に努めていく必要があります。

社会教育の重点項目といたしましては、近年、特に家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている状況から、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立に努めるとともに、さらには児童・生徒の学校外における各種学習、体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携、協力を強化し、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

《平成27年3月10日》

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも、社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や自己責任、思いやり、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民の「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的、主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たっては、第2次社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励、援助を行うとともに、生涯各期の発達課題や地域課題、生活課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭、学校、地域との連携のもと、地域の特性を活かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表、交流の場などの提供に努めてまいります。あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や啓発資料の配付など、家庭教育の総合的な支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し支援を行ってまいります。

さらには、本町合併10周年を記念し、音楽振興実行委員会との共催にて、音楽公演事業「札幌交響楽団公演」を開催し、より一層の芸術・文化の振興を図ってまいります。

文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパークとも連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、丸瀬布中央公民館給油管改修工事などを実施し、施設の整備に努めてまいります。

4 図書館（室）につきましては、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に生涯学習情報センターとしての機能向

上に努め、町民に親しまれる図書館（室）として運営してまいります。また、生田原図書館の屋上防水及び汚水排水管改修工事などを実施し、施設の適切な維持に努めてまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室、大会などを開催してまいります。また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設の管理運営につきましては、平成24年度から指定管理者制度を導入し、遠軽町体育協会が行っており、休館日、開館時間の見直しやトレーニングルームの開設など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

また、冬期間の体育授業やスポーツの場として、多くの町民に利用されているロックバレースキー場の維持経費等について、支援を行ってまいります。

施設整備等につきましては、（仮称）スポーツ広場整備工事、（仮称）スポーツ広場トイレ建設工事実施設計業務委託、生田原スポーツセンター自動火災報知設備改修工事、えんがる湧別川多目的広場ラグビーポール設置工事のほか、高齢者スポーツセンター暖房操作盤改修工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、平成27年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時25分まで、暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いた

します。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)について、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第6号。

専決処分書について御説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)は、暴風雪による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成26年12月17日付で専決処分を行ったものがあります。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,341万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億1,883万6,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に6,341万5,000円追加し、総額を8億7,215万7,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計143億5,542万1,000円に6,341万5,000円追加し、総額を144億1,883万6,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に6,341万5,000円追加し、総額を6,541万5,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計143億5,542万1,000円に6,341万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の144億1,883万6,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業6,341万5,000円につきましては、昨年12月17日に発生しました暴風雪の災害対応に要する経費として職員手当等、道路除排雪業務委託料、機械借上料などを計上したものであります。次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

《平成27年3月10日》

2、歳入。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金6,341万5,000円につきましては、財政調整基金繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、岩田ふじ子氏及び稲山進氏が平成27年3月31日、山本美栄子氏及び宿谷隆司氏が平成27年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

1人目は、住所、遠軽町西町3丁目5番地110。氏名、岩田ふじ子。生年月日、昭和32年1月1日。

2人目は、住所、遠軽町大通北6丁目4番地55。氏名、中村修一。生年月日、昭和26年8月14日。

3人目は、住所、遠軽町丸瀬布西町3番地7。氏名、山本美栄子。生年月日、昭和30年12月20日。

《平成27年3月10日》

4人目は、住所、遠軽町丸瀬布水谷町68番地65。氏名、工藤敏広。生年月日、昭和27年6月27日。

岩田ふじ子氏、中村修一氏、山本美栄子氏及び工藤敏広氏の4名は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第1号第2次遠軽町総合計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第1号第2次遠軽町総合計画を定めることについて御説明をいたします。

総合計画につきましては、遠軽町まちづくり1次基本条例第25条第1項の規定により定めるもので、平成27年度から平成36年度までの10年間を目標年度といたします。

第2次遠軽町総合計画を別紙のとおり定めたいので、遠軽町議会基本条例第11条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、総合計画の策定経過についてでございますけれども、平成26年2月に総合計画策定推進委員会を設置いたしまして、具体的な策定事務に取り組んできたところでございます。

また、5月から6月にかけて、町民3,000名と遠軽高校の3年生を対象にアンケート調査を実施したほか、6月には町民の皆さんと町職員によります総合計画策定ワーキングチームを組織し、総合計画の素案につきまして全体会議を2回、五つの専門部会で延べ46回の協議、検討を重ねまして、取りまとめを進めてきたところでございます。

《平成27年3月10日》

この間、総務・文教常任委員会、また民生常任委員会、経済常任委員会及び各地域審議会、パブリックコメントの手続によります町民の皆様からの御意見、御提言をいただきまして意見を反映し、町長の諮問機関といたしまして、各地域審議会から3名の推薦による12名をもって設置されました総合計画審議会に諮問し、本年2月24日に答申をいただいた次第でございます。

別紙、第2次遠軽町総合計画基本構想をお開き願いたいと思います。

主な概要につきまして、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、2ページ、1、まちづくりの基本理念でございます。

町村合併して10年、さらに次の10年に向けまして、この地方の中心地としてあり続けるためには、町と町民が目的と情報を共有しながら、互いの立場を尊重しつつ協働してまちづくりを進めていくとともに、近隣の市町村などと連携したまちづくりを進めることとしてございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

2、といたしまして、まちの将来像といたしまして、「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」に設定したところでございます。

自然が豊かであることは町民全体の共通認識であるとともに、この自然によって文化がつけられ、歴史がつけられ、町がつけられてきたこと。「つくる・つながる」につきましては、先人が入植した過去から私たちの親、孫といった未来の歴史的なつながりを初め、人と自然とのつながり、自治会やコミュニティなどの身近な人同士や子どもからお年寄りまで世代を超えたつながり、観光や大会などで訪れる町内外の人たちとのつながり、これらのつながりを大切にしながら、ものづくりや人づくり、生きがいがづくりなど有形無形のさまざまなものをつくり出すことで、笑顔にあふれたにぎわいの町をつくり出すという思いを込めてございます。

4ページから5ページの、3、人口の見通しでは、人口の見通しといたしまして本格的な人口減少の時代に入るとともに、高齢化が一層進行し人口年齢構成が大きく変化してございます。本町でも人口は年々減少し、今後も減少が続く一方で一層高齢化が進行することが見込まれております。

こうした中で、本計画の終了年次であります平成36年の人口を1万7,255人と想定いたしまして、雇用の場の拡大や子どもを産み育てやすい環境の充実など、人口減少や少子高齢化の抑制に向けた各種施策を推し進めながら人口の減少スピードを抑え、人口を1万8,000人とすることを目指してございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

4、土地利用基本構想でございますけれども、本町の特性あふれる豊かな土地は、将来にわたり住民のための限られた貴重な資源であり、長期的・計画的な秩序ある土地利用を進めるため、都市地域、農業地域、森林地域、観光・レクリエーション地域について、基本的な土地利用の方向を定めているところでございます。

《平成27年3月10日》

8ページをお開き願いたいと思います。

5、まちづくりの大綱（基本方針）でございますけれども、町の将来像の実現を目指して、その施策の大綱を構成して展開していくものであり、「人と自然に思いやりのあるまちづくり」、「安全・安心で住みごごちの良い暮らしの場づくり」、「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」、「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」、「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」、「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」の六つの基本方針を設定してございます。

10ページからにつきましては、計画の体系を表として表してございます。

続きまして、基本計画でございます。

こちらの方につきましては、平成27年度から31年度までの5か年間における前期基本計画といたしまして、基本構想に基づきます目標、まちづくりの大綱を受けて、基本方針ごとに基本目標を定め、目標ごとに定めた施策ごとに現状と課題を分析し、基本的な考え方にに基づき主要な施策を定め、実行計画の方向性を示しております。また、関連する計画がある場合については記載してございます。

13ページをお開き願いたいと思います。

基本方針1、人と自然に思いやりのあるまちづくり。

基本目標1といたしまして、自然とともに生きるまちづくり。施策といたしまして、1、自然と調和した安らぎのあるまちへ。それぞれ、基本目標、施策ごとに現状と課題、基本的な考え方、施策、主な事業、関連する計画を記載してございます。各方針につきましても同様でございます。

19ページからは、基本方針2といたしまして、安全・安心で住みごごちの良い暮らしの場づくり。

28ページからは、基本方針3といたしまして、活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり。

さらに、39ページからにつきましては、基本方針4といたしまして、住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり。

49ページからは、基本方針5といたしまして、文化を守り、未来につなげるふるさとづくり。

60ページからにつきましては、基本方針6といたしまして、町民と町が気軽に対話できるまちづくりについて記載をしたところでございます。

なお、赤番4に参考資料といたしまして、第2次遠軽町総合計画に関する資料といたしまして、総合計画の策定に当たって、前期実行計画といたしまして事務事業体系、個別計画体系と想定事業、ハード一覧表、平成27年度から31年度一覧表、前期実行計画の参考資料といたしまして、想定事業ハード一覧表、平成32年度から36年度の一覧表を提出させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、簡単ですが、第2次遠軽町総合計画の説明を終わらせていただきます。

《平成27年3月10日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山田議員。

○6番（山田和夫君） まず前段、第2次総合計画を作って、議会の各常任委員会の方に事前に説明をいただきました。このときもお話をさせていただきましたけれども、こうした新しい10年間の遠軽町の総合計画決定に当たりましては、本来ですと、この3月定例議会に提案をすると、閉会中の継続審査ということで時間を十分にとってこの計画の内容を吟味し、予算も含めて決定をすべきだというふうに私は思います。しかし、残念ながら、議会に示されましたのは3月議会に今回提案をし、今議会の中で多分開会中の審査ということになるのでしょうか、そこで決めるということになりますと、本当に内容について十分に精査をし吟味する時間があつたのかということになってまいります。こうした重要案件につきましては、委員会の中でも申し上げましたように、ぜひ事前に3か月なり6か月なり議会の中での審議をする時間をとっていただくような提案の仕方をしていただきたい、このことをまず前段申し上げておきたいというふうに思います。合わせまして、内容については、委員会の中でも十分議論をさせていただきましたが、1点だけお聞きしたいと思います。

60ページの基本方針6の（3）、町内には陸上自衛隊第25普通科連隊が駐屯し云々と書かれています。10年前に作りました第1次遠軽町総合計画の中には、自衛隊、当時も自衛隊存置をしておりましたから自衛隊もありましたが、この第1次総合計画の中には、陸上自衛隊第25普通科連隊のことについて、私は触れられていなかったというふうに実は記憶をしております。

今回、第2次総合計画の中に、このように第25普通科連隊の駐屯と自衛隊との共存・共栄という形での存置活動について表現として総合計画に出てくることについて、いかなものかなというふうに実は考えるところでございます。

遠軽町にとって、昭和26年に発足をいたしました自衛隊法に基づいて遠軽駐屯地が存置をされ、今日まで遠軽町で運動展開されてきておりますことについて反対するものではありませんが、しかし今日までの状況を考えれば、総合計画の中に表現として乗せる形ではなくて、今までやってきたように、町長があるいは議長が自ら先頭に立って関係諸団体とともに存置活動を展開してきた今日までの経緯などを継続するという運動の中で存置活動というのは十分にやり切れると私考えますので、表現について必要だったのかどうか、この点について、第1次総合計画の中ではなかった表現が出ていますので、その辺の考え方について町長の御見解を賜りたい、このように思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） まず、前段の時間がなかった点につきまして、当初説明を差し上げたときには、予定のスケジュールとして12月を目標にして進めるということで委員会の方に説明をさせていただきましたが、やはり今説明の中にありましたとおり、アン

ケート策定ワーキングチームが2か月以上かかった中でまとめ切れなかった部分がありましたので、時間が十分にとれなかったということについては今後の検討課題ということとして了解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 2点目の自衛隊の関係でございますけれども、委員会の方に御説明した中でも御意見をいただいているところなのですけれども、町と自衛隊の連携によります防災面ですとかイベント等の取り組み、さらには町と民間団体の連携によります現体制の維持に向けた取り組みにつきましても示したところでございます。

実際、災害発生ですとかそういう関係につきましては自衛隊の支援をいただいておりますし、いろいろな形で協力をいただいておりますし、町といたしましても、先ほど議員言われたような存置活動も進めているところでございます。存置活動につきましては、国の方針によりまして組織された自衛隊でございますけれども、民間団体と協力いたしまして国に維持につきまして御存じのように要望活動をずっと進めているということもございしますので、今回改めてこういう形で乗せさせていただきましたので、よろしくお願したいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 自衛隊の問題ですが、このように総合計画の中に文章として表現がされるということは、これを作る委員会の中あるいはワーキングチーム、こういった中での議論があって表現をすべきだと、あるいは記載をすべきだということでの記載だというふうに思いますが、これはどの段階で出てきたのかお知らせをいただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 先ほども若干御説明いたしましたけれども、ワーキングチーム、五つの部会に別れまして四十数回行っております。その中で、各部会におきまして第1次総合計画を踏まえまして第2次計画を作ったわけなのですけれども、その中の議論の中でこういうふうな話ができまして、それを受けてうちの方で、文章表現等はいろいろございすけれども、そのような形で掲載させていただいたということで御理解を願えればというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 私は、自衛隊を決して否定するつもりもありません。家族の中にも自衛隊員いますから否定はしませんが、しかし今日の状況、遠軽町内の経済状況等を考えますと、果たしていつまでも自衛隊に頼っていていいのだろうか。

確かに、自衛隊員の方あるいは家族の方を含めて、遠軽町に消費をされます金額というのは相当大きな金額が落とされているのは確かです。しかし、自衛隊が遠軽町からいなくなったときに、そうしたら今の自衛隊員の方々が町内に落とされているこういったお金と

いうものが回らなくなる。遠軽町内の経済を考えたとき、将来的には自衛隊がもし遠軽から撤退をして、あるいは規模が縮小されて、お金の入ってくる部分が少なくなったときに、それにかわる経済活性化というものを、これから町としても計画をし、作り上げていかなければならない、そういう時期も来るのだらうというふうに思います。

あくまでも自衛隊は存置していますが、いつまでも永久にいるというふうには限らないと思いますから、そういった自衛隊がもしも縮小される、いなくなる、そういうときに遠軽町が経済的に困らないような経済の活性化、そういったことも含めてこの総合計画の中に触れられているのであれば、私はそれはそれなりに評価のできる総合計画だろうというふうには思います。しかし、そういったことは一切触れられておりません。経済の活性化については触れられておりますが、自衛隊にかわる、あるいは自衛隊が規模縮小になったときの町内の経済がどうなるかという見通しだとかそういったものについては一切触れられておりません。この点についてどのようにお考えなのか、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず、確認をさせていただきたいのですが、先ほど課長の方から答弁ありましたけれども、これはワーキングチーム、それから委員会に答申をかけて諮問をいただいた中から答申を受けて、私の方で、最終的にはこれは議会で決めるものですから今議案として上げたわけです。すなわち、私もその答申を住民の方々から受けた中でそうだとすることで上げましたので、そういった方々の考えも踏まえた上で御答弁させていただきます。

まず、自衛隊について、なくなった後という前提で山田議員お話ししておりますけれども、そういったことは、あってはならないということで、今こういう総合計画の中でも守っていくということを町として打ち出しているということが一つ、ちょっと申し訳ないですけれども山田議員と最初のボタンが違うのかなというふうに考えております。

そして、現実、仮に自衛隊がなくなった場合、これにかわるものというのは、今のところ総合計画で経済のことにもいろいろ触れております。しかし、現実問題としてなくなって、これに本当にかわるものが今何かあるのかというと、これは今現実なかなか厳しい問題だと思います。

以前私も、自衛隊のことだけではなくて、そういうほかのことはやっているのですかという、確か議会でも御質問を受けたかと思えます。それは、私の方も当然企業誘致なりいろいろ動いているわけです。しかし、なかなか今の状況の中で、例えば企業進出するのでも、町長さん、では高卒の生徒20人用意できますかという話になるわけです。そうすると、今これだけ人口減である中で、なかなか用意もできないというようなことであります。その中で自衛隊というのは、今、自衛隊の子弟だけでも恐らく遠軽高校で1クラス近くいるのではないのでしょうか。

そしてまた、遠軽厚生病院というのは、やはりこれは遠軽の厚生病院だけではなくて、

北海道の1次産業、紋別の方も含めて維持するためにも、やはりこういう医療が遠軽厚生病院というのは必要でありますけれども、これも果たしてこれだけの家族も入れると人口の約1割を占める自衛隊がなくなると守っていけるのでしょうか。総合計画に何を乗せてはいけないということは僕はないと思います。そういったことを踏まえて、いろいろな方がこの原案をたたいて作ってきて、こういったものが出てきた。私もこれは、そういう考えに乗って通していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

奥田議員。

○5番（奥田 稔君） 今回の山田議員の質問と関連あるのですけれども、委員会の中の説明の中でもこの問題についてはちょっと表現あるいは共存共栄、片一方が小さくなればともにも小さくなっていくようなニュアンスも受けます。そして、この原案あるいは素案の段階で、この自衛隊の記述問題について反対意見は、例えばパブリックコメントだとかそういった中で一切なかったのかどうなのか、それと委員会の中でも問題提起があったのですけれども、そのまま文字がちょっと変わった程度で今回も出されています。

そういったことで、パブリックコメントあるいは一般の人からもこういった記述に対してクレームといいますか、反対の声があったのかなかったのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） パブリックコメントやこの自衛隊関係につきましては、御意見としてはいただいております。その意見に対して、町の考え方という形でもお示しをさせていただきます。反対というか、先ほど山田議員言われたような形で、どういう趣旨で乗けているのか的御意見がございましたので、それについては町の考え方ということでお示しをしております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○5番（奥田 稔君） これに関係するのですけれども、今、国の方は自衛隊関係、量から質への転換を図って、高性能の飛行機だとかそういったものの方に力がいっていると。その反面、隊員の数は年々減ってきていると、こういうふうに私は捉えています。そうすると当然、駐屯地の職員も隊員さんも減っていくだろうなど。将来的にそうなっていくと、本当に遠軽町として自衛隊が現にあるわけですから、これを頼ってはいいいのですけれども、やはり自衛隊に頼らないどういったまちづくりをするのか。

ここは前段でもありましたけれども、湧別川を中心に栄えてきました。そして農業、林業、これが第1次産業として発展してきた。しかし残念ながら、今現在なかなかそうっていないとすれば、これまで各委員会の中でも論議したのですけれども、やはり第1次産業を基盤とし6次産業を目指していこうと、こういった提案もされているのですけれど

も、なかなかそういった部分は遅々として進んでいません。

ですから、遠軽町はこういう第1次産業、6次産業を目指していくのだと、こういったものをきちっと明確にした上で、この自衛隊問題は共存共栄という言葉は私はどうも余り好かないのですけれども、ある以上そこは活用していく、こういった程度のものであればいいかなと思うのですけれども、なかなかそうならないものですから、委員会の中でもやはり三つの委員会の中でも出たようです。

ですから、やはりきちっと遠軽の将来の方向、6次産業目指すとどこかにありますけれども、そのことできちっと行政が動いていく、そういったことが必要だと思います。そこら辺について担当の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 自衛隊の関係なのですけれども、自衛隊の関係だけ突出して総合計画に乗せているわけではございませんし、全体のバランスを考えまして総合計画を策定しているところでございます。

先ほどもありましたけれども、人口減少、いろいろございますけれども、これら総合計画に基づきまして、いろいろな事業を進めていくことによりまして、人口減少を少しでも緩やかにしたいといえますか、止めたい、そういうことの思いがありまして、今回第2次総合計画を策定させていただきました。

ですから、自衛隊の関係も総合計画には乗せてございますけれども、これだけではなくて、いろいろなことを全て含みながら、今後この計画に基づいた事業をやっていくという形で考えてございます。

私からは以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 奥田議員もやはり同じような自衛隊がなくなる、少なくなるという前提のお話のようでございますけれども、そのかわりに1次産業という今具体的なお話が出ました。

今回の予算にも乗っているわけです。酪農の関係等の担い手対策、これを今までもずっとやってまいりました。ただ、なかなか形として出てこなかった。これではもうだめだと、今度何か新しいことをやろうということで、2年ほど前から農協さん関係団体ともいろいろ協議をしながら、今これから指導員を置いて本当に具体的にそういう育成をしていくということを進めているわけです。

そして、さらに6次産業の話をしていきますと、もう3年目になりますか、農家の御婦人の方等がいろいろそういったものを見に行き、それは確か2年という約束でしたけれども、今年もさらに追加してやっているわけです。そして、現実に宿泊の方もちょっとやっている方も出てきています。そういったことが現実に出てきているわけです。

何も自衛隊以外のことをやっていないというわけではなくて、だからといってそういうことが今何かの形で生まれてきているからといって、今ある自衛隊が減ってはいいいという

ことには僕はならないと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 私は、3点について伺いたいと思います。

その前にですが、先ほど来出していた自衛隊の記述については、私も山田議員、奥田議員に賛同するものです。

1点目は、基本計画28ページの基本方針3、農業の振興に関してですが、この現状と課題のところ、農業者人口の急速な減少とともに農業跡地が増加し、農地の保全に影響を与えていますというふうな記述があるのですが、どのような影響があるのか、これを1点目まず伺いたい。

それから2点目なのですが、60ページ、62ページにわたってなのですが、基本方針6、基本目標の1のところの現状と課題に、自治基本条例でまちづくりは町民、議会、町が協働して進めると、まずこういう記述があります。さらに、各地域の特性を生かしたまちづくりとあるのですが、誰がその担い手になるかということが私は重要だなと。その点については、一からといいますか、初めっから地域の人に任せるということがポイントになるのではないかなというふうに思いますが、さらに62ページのコミュニティー活動の充実には、連帯意識の希薄化、役員の高齢化や担い手不足による活動の停滞傾向云々とあります。また、町民の自治の形成には地域社会での活動、促進することが必要とありますが、私もそのとおりだと思うのです。この地域社会での活動促進するための手だてというのは、何か考えられているのかどうか伺いたい。

3点目ですが、この計画全体に対してですが、財政計画、以前に資料出されましたけれども七つの大きな事業が入っていますが、老朽化が進んでいる庁舎、これらの計画が必要ではないのかなというふうに思うのです。今すぐどうにかなるというふうには思わないのですが、最近の自然界では何が起こるか分からないということで局所的な災害が起こると言われています。災害時に役場の機能が真っ先に停止するというようなことが起こっては、これは大変なことだと思うのです。今後10年間という計画ですから、この10年間の計画の中に老朽化した庁舎についての手だてを考える必要はないのかどうか。

以上、3点ですが。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時04分 休憩

午後 1時05分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を開きます。

澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） ただいま、1点目の御質問でございますけれども、28ページの農業振興のところでありますが、離農跡地が増加し農地の保全に影響を与えているという表現でございますけれども、農業人口、離農者が大変増加しておりますので、耕作者等が、担い手等がどんどん減少しておりますして、農地を耕作する方々が減っていることによりきちんとした保全がなされていかないと。これに対応していけるような形での計画として、担い手である後継者、新規就農者の育成確保を図ってまいるといようなことで考えてございますので御理解をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 1点目の担い手の関係でございますけれども、こちら町で主役となるのは町民でございますので、町民の皆様と町とでいろいろな面で対応をしながらまちづくりを進めていきたいというのが趣旨でございます。

あと、コミュニティーの関係なのでございますけれども、どのような形で促進していくかというような御質問だと思うのですが、ここにも書いてありますように、自治会そのものになかなか加入されていない方というのも多くなっているというふうに聞いておりますので、なかなか難しいことだと思いますけれども、この辺につきまして自治会等々いろいろな面で情報をうちのほうから提供するですとか、そちらの方からどういう状況だというのをお聞きしながら、できる限り皆様がまちづくりに参加できるような体制というのを、どのような形がいいのか、どれがベストかわかりませんが、できるだけ皆様がまちづくりに参加できるような形でちょっと進めていきたいなというふうに考えてございます。

財政計画の庁舎の関係なのでございますけれども、議論する中で、先ほど岩澤議員が言われているような形で、災害時の対応等を含めて庁舎という話があったのですが、それ以前に老朽化している施設もございまして、庁舎は別といたしまして事前にまだやるのが結構ありますので、そちらのほうを今回の総合計画の中では優先してやっていって、その後の、また10年後の計画になるかどうかわかりませんが、そちらのほうで庁舎のほうは進めていきたいというのを今のところ思っております、今回の総合計画の中には庁舎部分には触れてございませぬので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 1点目の農地の保全に影響があるということは、耕作放棄地が出ていると、担い手も少なく大変だという現状があるということだと思いますが、私も先日、農家の人に話を聞いたのですが、今元気で、自分は離農の農家から土地を借りて何十町歩とやっていると。だけれども、今後のことを考えたら、町がもっと農地をどうするのか、離農した農家の農地も含めて、今から長いスパンで計画的に手を打っていかないと

《平成27年3月10日》

大変なことになると、みんな荒れ地になってしまうぞと、それが心配だというようなことを話されていました。

いろいろ手だてはされているのだろうとは思いますが、その辺の耕作放棄地が出ないようにどういう手だてをするかということは今後しっかり計画的に関係者の皆さんと話し合っていく必要があると思うのです。ぜひそのことを早急に農家の皆さんとも話し合っ、あるいはそういう人たちにきちんと町としての姿勢を伝えていくということをやっ、いかなければならないのだろうというふうに思います。

2点目は、先ほどの地域社会での活動です。これは、促進するための手だてということで、今答弁ありましたけれども、やっぱり地域の人たちの話をよく聞いてやっていきたいという内容です。前回の質問でも私しましたけれども、やっぱり地域が活性化するというのは、その地域の人たちがその地域で起こっていることに責任を持つというそういう体制が私は必要だと思うのです。だから、積極的にそのことに、自分の暮らしに関わることに参画できると、これは自治基本条例にも書いてあるわけですから、そういう仕組みを作る、あるいはお金も自分たちで配分して使えるというような責任を持った立場に、その地域の住民の人たちがいることによって必ず住民意識というのは向上するのだろうと思うのです。誰かがやってくれる、俺は関係ないというのではなくて、自分が行かなければどうしようもならないと、決まらないのだと、うちの道路も直らないのだというようなことがあれば、私は住民として積極的に参加してくれるのではないかと思います。

そこは、役場の方の姿勢の今変革が求められているのではないかなというふうに思うのです。そういう役場側の姿勢の変化、変革、求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから3点目なのですが、役場の皆さんが我慢すると言うのであれば、それでもいいのですけれども、ただ役場の皆さんが我慢しても、もしかして何か潰れた場合に、真っ先に機能が発揮できなくなった場合には、町民皆さんも困るわけですから、確かに財政的に今答弁されたようにそのことはわかるのです。ただ、何かこの10年間の間に何事もなければいいのだけれども、そういう事態が起こったときに慌てて何かするというよりも、どこかにきちんとこのことについて記述しておくというようなことは必要でないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 地域の積極的な行政の参画ということでございますけれども、現在、町におきましても移動町長室ですとか地域での懇談会等、また地域審議会等でさまざまな形で皆様から御意見をいただいております。そこで予算に反映できるものは反映しているわけなのですけれども、地域の方、積極的に御発言をいただいておりますので、そのような形で町の方でいろいろな意見を吸い上げるというよりは、そちらの意見を聞いて、お互いにできるところはできる、できないところはできないこともあろうかと思っておりますけれども、町ばかりでできるものでもありませんし、地域の皆さんも一緒になってできることはやってもらって、お互いやっていくような形で現在も進めておりますけれど

も、今後もそのような情報交換しながらやっていくという考え方をっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 庁舎の関係でございますけれども、岩澤議員の御心配につきまして、今の当面の課題としましては、やはり庁舎が災害等で使えなくなった場合については、げんき21とか、やはりそういうところも想定した中で対応できるような形はとっておりますので、その辺は全体含めてやはりそういう防災体制というのは考えておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午後 1時14分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を開きます。

澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 岩澤議員から御心配いただいた農地の関係でございますけれども、一昨年、人・農地プランということで、地域の方々、農家の方々で作る人・農地プランを作成いたしまして、それを受けて、昨年から中間管理機構ということで、国の方で制定された事業が27年度から本格化始動いたします。この中で、遠軽町といたしましても中間管理事業につきまして本格化させていきまして、今後将来にわたって農地の効率的・効果的な利活用を図っていくということで考えてございますので、御理解お願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号第2次遠軽町総合計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号及び日程第8号 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第2号遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、日程第8 議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等についてを一括して議題といたします。

《平成27年3月10日》

上程の順により、提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第2号遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に、教育長は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間に従事しなければならないと規定されていることから制定をするものです。

第1条は趣旨を、第2条は職務に専念する義務については職員の例によるものと規定しております。

附則として、第1項は、平成27年4月1日から施行すると規定しておりますが、第2項では経過措置として、現在の教育長の任期中においては、この条例の規定は適用しないものと規定をするものです。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について御説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備等に関する条例。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることになりましたので、関係条例を整備するものです。

第1条は、遠軽町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止するものです。

第2条以下の改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表をお開き願います。

遠軽町職員定数条例につきましては、第1条中「教育長、」を削るものです。

遠軽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、別表第1中「委員長、月額3万8,000円」を削り「教育委員会、委員、月額2万9,000円」に改めるものです。

《平成27年3月10日》

次のページをお開きください。

遠軽町長及び副町長の給与に関する条例につきましては、題名を「遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例」に改めるとともに、第1条中「副町長」の次に「及び教育長」を加え、第3条第1項中に、(3)として「教育長55万5,000円」を加えるとともに規定の整備をするものです。

遠軽町議会委員会条例につきましては、第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

遠軽町表彰条例につきましては、エとして「12年以上教育長の職にある者又はあった者」を加え、以下、現行の「エ」、「オ」、「カ」をそれぞれ繰り下げるものです。

遠軽町議会基本条例につきましては、第8条第2項中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしておりますが、第2項から第7項におきまして、現在の教育長の任期中は、ただいま御説明した関係条例においては、なおその効力を有する旨の経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等についての質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ちょっと伺いますが、この条例の改正によって、要するに教育委員長がいなくなるということですよ。この条例によって教育委員会の仕組みはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） ただいまの御質問にお答えいたします。

教育委員会の委員長と教育委員会の教育長が一つになりまして、新教育長と教育長が一本化されることとなります。教育委員会自体の制度の中では、教育委員会の制度自体には影響はないという形になります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

《平成27年3月10日》

○9番（岩澤武征君） ちょっとこの条例の中身とは関係なくなるのだけれども、よろしいでしょうか。

今のように教育委員長がいなくなって、教育長が今までの教育委員長の任務を兼ねるという教育委員会の組織になるのですよね。その組織自体のことについては、この条例にはうたわれていないのだけれども、新しい組織についての質問は今ここでよろしいでしょうか。いいですか。（議長「どうぞ」と呼ぶ）

今、教育委員長がいなくなってということがありますけれども、今回の教育委員会制度、国の法律の改正によって、教育委員会は町長が新教育長を任命して、それから総合教育会議という新しい、教育委員会ではなくて総合教育会議という教育委員会に変わるものが町長が召集するようなことになっています。首長が中心になって、教育課程とか教科書の採択や教員の研修など教育の内容に直接関わっていく組織に変わります。

そこで伺いたいと思いますけれども、今の教育委員会は、大変な太平洋戦争の悲惨な犠牲をもたらしたこの経験を生かして、平和と民主主義と人権を求めた国民の総意があって、政治と教育を切り離し、教育は独立させなければならないということで戦後確立された教育委員会制度なのです。この戦後の教育改革の中心となる教育の政治的中立性というのは、遠軽町ではどのように守っていくのか、どのように保障していくのかということが1点。

それから2点目、義務付けられた総合教育会議というものと、そこで決められる教育の振興のための施策に関する基本的な計画、これはいわゆる大綱と言われていますが、この大綱を作ることになっていますけれども、この大綱を作る際に広く町民の意見を聞くこと、とりわけ教育現場の声をしっかり取り入れて遠軽町の子どもたちのためになるもの、こういう大綱を作っていかなければならないというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） まず1点目なのですが、そもそも教育委員会自体が、教育委員会制度そのものが総合教育会議に変わるものではありませんので、そこをちょっと間違わないでいただきたいところなのです。

教育委員会自体は存在してございますので、総合教育会議というのは町長が召集をして、町長と教育委員5名で組織する中で教育の施策というものについて協議をするという中身の内容でありまして、教育委員会自体の事務的なことについては教育委員会の中で定めるものでございます。

2点目につきましては、大綱の部分で、広く町民なり広い視野で考えるべきというお話でしたが、この部分についても教育基本法の中の国が定めている教育計画の中を参酌して定めるという形になってございますので、そのような形で定めるような形になるということでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 1点目の教育委員会は変わらないというのは、それは事務方のほうですね。教育委員会としての事務作業の方は変わらないけれども、5人の教育委員で、教育のいろいろなことについて審議するという、その委員会、審議する場、それが総合教育会議になるのではないですか。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 教育委員会の実務的なことを審議する場では、総合教育会議はないのです。違うのです。（「そうではない、そういうことを言っているのではなくて……」と発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時29分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 申し訳ありません。

町長が直接教育委員会の中に介入するということではないということ、ここで御報告させていただきます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） もらった資料の中では、やっぱり町長が召集をして総合教育会議が行われて、この中で教育行政の大綱の作成だとか、教育条件の整備だとか、それから児童・生徒の生命身体の保護、こういうことについて討議するということになっています。当然、教育課程や何かもこの中では話されると思うのだけれども、直接どうこうするということはないというけれども、仕組み上そういうふうな仕組みになっているのです。そこで、どう政治的な中立性を担保するかということが遠軽町としても大事になってくるだろうというふうに思うのです。これについては、今、直接介入することはないという答弁だったので、よろしいです。それを守ってもらいたい。（発言する者あり）

失礼しました。再度確認。今の課長の言った直接介入するものではないということを確認していいですか。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） ただいま私の申し上げた件、町長が直接的に教育委員会の中に介入するということはないということで考えてございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で質疑終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

議案第2号遠軽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第4号遠軽町行政組織条例及び遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第4号遠軽町行政組織条例及び遠軽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

子育て支援課を設置するため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町行政組織条例及び遠軽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

この条例は、子育て支援課を設置し、子育て支援を充実、推進させるために定めるものです。

改正内容につきましては、別紙を省略し、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

遠軽町行政組織条例につきましては、第2条民生部の項第13号中「保育所」を「子育て支援」に改めるものです。

遠軽町子ども・子育て会議条例につきましては、会議の庶務を子育て支援課とするため、第7条中「保育課」を「子育て支援課」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成27年3月10日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町行政組織条例及び遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第5号遠軽町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第5号遠軽町行政手続条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

行政手続法の一部改正等に伴い、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町行政手続条例の一部を改正する条例。

この条例につきましては、国民の権利、利益の保護の充実のための手続を整備するために定めるものです。

改正の内容につきましては、別紙を省略し、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

今回の法改正により、新たな章及び条を追加するため、目次中「第4章、行政指導（第30条―第34条）」を「第4章、行政指導（第30条―第34条の2）、第4章の2、処分等の求め（第34条の3）」に改めるものです。

第1条の第1項は目的、第2項はその他の事項を規定しているため、見出しを「（目的等）」に改めるとともに、法改正に伴う規定の整備を行うものです。

第2条第1号につきましては、地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、北海道の条例の定めるところにより北海道の権限に属する事務の一部について遠軽町が処理することとされているため、規定の整備を行うものです。

第3条につきましては、「第4章」を「第4章の2」に改め、常用漢字の改正に伴い、同条第5号の「名宛人」、同条第6号の「関わる」の表記を整備をするものです。

第33条第2項につきましては、法改正に伴うものでありまして、行政指導する際の許可等の権限の根拠の明示を追加するもので、行政指導する際に行政機関が許認可に基づく

《平成27年3月10日》

処分をする権限を行使できることを示すときは、行政指導の相手方に対して権限を行使できる根拠を示さなければならないことが追加されたため、その根拠を示す規定を加えるとともに規定の整備をするものです。

第34条の2につきましては、法改正に伴うものでありまして、「（行政指導の中止等の求め）」を追加するもので、法律に基づく行政指導を受けた事業者が行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、当該行政指導した行政機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる制度が新設されたことに伴い、この条例を加え、第2項で申し出の際の申出書の提出、第3項で必要な措置をとらなければならないとする規定を新設するものです。

第34条の3につきましては、法改正に伴うものでありまして、「処分等の求め」を追加するもので、何人も、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対しその旨を申し出て、当該処分または行政指導することを求めることができる制度が新設されたため、この条例を加え、第2項で申し出の際の申出書の提出、第3項で処分等必要な措置をとらなければならないとする規定を新設するものです。

遠軽町税条例につきましては、遠軽町行政手続条例の一部改正に伴う関係条例の整備でありまして、ただいま御説明いたしました遠軽町行政手続条例の第33条第2項及び第3項がそれぞれ1項繰り下がりますので、遠軽町税条例第4条第2項で引用している条項にずれが生じるため、第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、この条例は、平成27年4月1日から施行する。第2項は、新旧対照表で御説明しました遠軽町税条例の一部改正であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町行政手続条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第6号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成27年3月10日》

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 議案第6号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを御説明いたします。

このたび、改正につきましては、洗濯機の設置に伴いまして使用料を定めるため、別紙のとおり本条例の一部を改正するものであります。

次のページの別紙をお開き願います。

遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、その次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

現行、第3条第3項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改めるものです。

現行、第12条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2又は別表第3」に改め、同条第3項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改めるものです。

別表第2の次に、次の1表を加えるものです。

別表第3（第12条関係）、センター設備使用料金表。使用区分、洗濯機（乾燥機能付き）。使用料、1時間、200円とするものです。

前のページ、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町生田原コミュニティセンター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第7号遠軽町放課後児童対策事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小谷丸瀬布総合支所長。

《平成27年3月10日》

○丸瀬布総合支所長（小谷英充君） 議案第7号遠軽町放課後児童対策事業条例の一部改正について御説明します。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行及び負担金の無料化に伴い、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町放課後児童対策事業条例の一部を改正する条例。

遠軽町放課後児童対策事業条例（平成17年遠軽町条例第84号）の一部を次のように改正する。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町放課後児童対策事業条例の新旧対照表をお開き願います。

条例の題名を「遠軽町放課後児童健全育成事業条例」に改めるものです。

次に、第1条見出しを「（趣旨）」とし、「この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする」に改めるものです。

次に、第2条中事業の対象者の次に「（以下「放課後児童」という。）」を加えます。

次に、第8条の見出し中「指導員」を「支援員等」に改め、同条中「生活指導員」を「遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年遠軽町条例第22号）第11条に規定する放課後児童支援員又は補助員」に改めるものです。

次に、第10条見出しを「（費用の負担）」とし、「事業の負担金は、無料とする」に改めるものです。

次に、「附則第3号及び別表」を削るものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町放課後児童対策事業条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

《平成27年3月10日》

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第8号遠軽町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

菊地保育課長。

○保育課長（菊地 隆君） 議案第8号遠軽町保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴う改正であります。

遠軽町保育所条例を改正することに伴いまして、へき地保育所条例を改正する必要が生じたため、附則第2項で改めるものです。

別紙を省略いたしまして、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料1ページをお開き願います。

遠軽町保育所条例であります。第6条の「（保育の実施基準）」を削り、「第7条」を「第6条」とし、「第8条」を「第7条」とし、「第9条」を「第8条」とします。

第10条第1項の表を次のとおり改めるものです。

保育料基準額表は、新制度において国が定める上限額基準をもとに改正しております。階層区分は8階層です。第2階層から第8階層までの定義は、市町村民税額をもとに設定しています。保育料の額は、3歳未満児、3歳以上児の二区分にそれぞれ保育標準時間、保育短時間の二区分を追加し料金を設定しております。

備考1は、3歳未満児と3歳以上児について規定しています。

備考2は、所得割の額について規定しています。

備考3は、低所得世帯等の軽減措置について規定しています。

備考4は、多子世帯に対する軽減措置について規定しています。

備考5は、4月から8月までの保育料の額の決定について規定しています。

備考6は、月中途入所での徴収の規定について。

備考7は、月中途退所での徴収について規定しています。

「第10条」を「第9条」とし、「第11条」を「第10条」とします。

別紙2ページに戻りまして、附則第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。附則第2項の遠軽町へき地保育所条例の一部改正につきましては、別紙の内容を省略しまして、参考資料6ページにより御説明いたします。

第10条第1項の表を次のように改めるものです。

保育料基準額表の階層区分は8階層です。第2階層から第8階層までの定義は、市町村民税額をもとに設定しています。

備考1は、所得割の額について規定しています。

備考2は、低所得世帯等の軽減措置について規定しています。

備考3は、多子世帯に対する軽減措置について規定しています。

備考4は、4月から8月までの保育料の額の決定について規定しています。

《平成27年3月10日》

備考5は、月中途入所での徴収の規定について。

備考6は、月中途退所での徴収について規定しています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第9号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第9号遠軽町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）の策定に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

遠軽町介護保険条例（平成17年遠軽町条例第124号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、参考資料、遠軽町介護保険条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

第2条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「1万8,600円」を「2万2,200円」に改め、同条第2号中「1万8,600円」を「2万7,500円」に改め、同条第3号中「2万7,900円」を「3万3,300円」に改め、同条第4号中「3万7,200円」を「3万9,900円」に改め、同条第5号中「4万6,500円」を「4万4,400円」に改め、同条第6号中「5万5,800円」を「5万3,200円」に改め、同条に次の3号を加える。

「第7号、令第38条第1項第7号に掲げる者5万7,700円」、「第8号、令第38条第1項第8号に掲げる者6万6,600円」、「第9号、令第38条第1項第9号に

《平成27年3月10日》

掲げる者7万5,400円」。

第2条に、次の1項を加える。

第2項、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず1万9,900円とする。

第4条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「第5号まで」を「第8号まで」に改める。

別紙に戻りまして、附則第1項、施行期日につきましては、本条例は平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定は規則で定める日から施行するものでありまして、ただし書きで1段階の公費軽減分につきましては、国の法令、法令改正及び予算措置の決定を待ちまして、決定後に規則を制定し施行するものとしたところであります。

附則第2項、保険料率の改定に伴う経過措置につきましては、この条例による改正後の遠軽町介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

附則第3項及び第4項は、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めるものでありまして、第3項は、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、29年4月1日から行うものとすることを定めるものであります。

第4項は、第1号、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業。

第2号、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業。

第3号、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年4月1日までの範囲内において規則で定める日から施行することを定めるものであります。

なお、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業は、在宅医療介護連携の推進について、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業は、生活支援サービスの体制整備について、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業は、認知症施策の推進についてでありまして、三つの事業については平成30年4月から完全実施となりますので、それまでの間に実施できるものから順次実施したいと考えておりますので、施行する際には規則を定めて施行することとしたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 2点伺います。

《平成27年3月10日》

一つ目は、保険料の値上げについてなのですが、まず現行の6段階から9段階に増やしているということですが、私も所得に応じて負担してもらうために段階を細かくしたということには賛成です。しかし、基準額で年7,200円の値上げは大き過ぎると思うのです。特に、1、2段階、特に1の生活保護世帯までも年額3,600円、これは非常に大きな金額で、生活保護世帯には大きな負担となるということを認めるから28年まで1万9,900円の減額措置がとられたのだと思うのです。それであれば、町民税非課税の1、2段階の所得の低い世帯の保険料は、私は、本当に厳しい生活をしていますから、この介護保険料は据え置くべきだというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

2点目は、今度の制度の改正で、問題は要介護1、2の人が特養に入れなくなるということと、要支援1、2の人が介護サービスを受けられなくなるということで、これは施設の人たちも非常に心配しています。そのかわりに、それらを自治体でやれということで、国は責任放棄なのですが、この人たちの受け皿をどうするのかということが大きな問題になると思うのですが、そこで、この経過措置が出てきたのだと思うのですが、3年間は現状のままでいいということなのですが、この受け皿となる町でやらなければならないこと、これをどのような体制をいつまでに準備するのか、考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御質問でございますが、第5期、現在の介護保険料の月額につきましては、第1段階、第2段階につきましては1万8,600円、今回改正によりまして第1段階と第2段階を合わせまして1万9,900円というような設定でもって若干上がります。差額が1,300円ぐらい上がると思いますが、全体を通しまして負担区分という形で考えておりますので、あとは合せまして国の方の、実は規定の中でも当初から私どもも同じような形で計画を進めていたところですが、国の方の消費税の対策で、国の方がこの1段階、2段階を据え置くというような形もあったものですから、その部分につきましては12月のときでも御説明させていただきましたが、町の方の特例でもって下げて対応しているという形でございますので、その点を御理解いただきましてお願いしたいと思っております。

あと、要支援者の支援の関係でございますが、今回の条例において2年間据え置きさせていただきました。これにつきまして、各介護事業者とかいろいろな関係企業等と打ち合わせをしながら、どのような形で国の示している支援策を行えるかという形で、現実に合わせてものという形で対応しながら進んでいきたいというふうに思っておりますので、よ

《平成27年3月10日》

ろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 1、2の段階の人たち1,300円ということで、ほかから見れば非常に少ない金額には見えますけれども、実際に年金生活者の中には生活保護の人たちよりも少ない収入で生活している人たちがいるのです。今回の介護保険の値上げについても、本当に腹を立てています、皆さん。やっぱり今、消費税は8%になったし、電気料や食料品の値上げも本当に身にしみています。その一方で年金は減らされているという状況で、本当に苦しい生活の実態なのです。しかも、保険料は払わされるのだけれども介護のサービスは受けられないという人たちが出てくるということで、大変な不満が出ているのです。

そういう意味でも、ここはきちんと説明をしなければ皆さん納得しないと思ひます。その一番のところは、やっぱり収入、所得の低い人たち、この部分の値上げは頑張ると、消費税が上がればここは据え置きになるという話だったのですが、どっちもどっちで負担に変わりはないので、我慢してほしいという話なのだけれども再度考えられないか、そう大きな金額にならないと思ひますけれども、これはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 村本民生部長。

○民生部長（村本秀敏君） ただいまの岩澤議員の生活保護、被保護者ですよね、非常に大変だということでの御質問なのですけれども、実は、介護保険は被保護者の扶助料の中に上乗せされておりまして、生活費の中から払っているということではございません。ただし、年金生活者においてはというお話しですけれども、その部分につきましては、これは非常に大きな問題でして、その中でも生活している方確かにいらっしゃいます。いわゆる生活保護基準以下で生活している方もいらっしゃいます。しかしながら、それは個人の考え方等いろいろおありで生活保護に申請しない方もいらっしゃいます。ただし、その中で生活保護を申請しても認定されなかった方、いろいろおありでしょうけれども、今回のやはり全国的な金額のアップもありまして、町の将来を見据えて介護保険料というものを設定させていただきましたので、その被保護者の方々におきましては負担のないような形になろうかと思ひます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 二つ目の方で、関係機関と話し合つてということなのですが、2年間の据え置きというのはあつという間に来ると思ひますので、施設の皆さんも自分たちで受け皿を作りたいと言つて頑張つているところもあるのですよ。だけれども、大筋では町が、行政がその方向性をきちんと示してくれなければ我々も動きようがないのだということをおっしゃっています。だから、できるだけ早くそういう受け皿についての方向を町として検討して出すべきだというふうに考えます。

今の話では、2年間があつという間に過ぎてしまうような気がするものですから、でき

るだけ早くということで、その期限をいつまでに何をするというようなことは今の段階ではっきりしないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 今回、法改正の形で、例えば施設入所の方につきましては要介護3以上とかというような規定もありますが、総体についてはある程度即退所せいというような措置はとられていない、今のところそういう形にはなっておりますので、現実にもそういう形になって即出るといような形は今のところ考えられないと思っております。

あと、施設の関係につきましても、例えばそこら辺に入れられないような形の方たちにつきましても、例えば一部の事業者の方で要支援とか、要介護1、2の方たちを対象にいたしました施設等も計画をしているといような形も聞いておりますので、そういう形の中を参考にしながら進めていきたいと思っております。

あと、合せまして、要支援1、2の方たちの支援につきましては、現実には2年間の中で、今現在受けている方もいらっしゃいますので、その方たちをどうするかという形で現実的に考えながら進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 今回聞いていいのちよっとわかりません、ちよっと聞かせてください。

実は、テレビや新聞で老老介護ということで、札幌でおじいちゃんが介護していたおばあちゃんを殺してしまったという事件がありましたよね。あれは介護保険使えるのだけでも、収入がなくて介護保険を利用しないでおじいちゃんが自分で面倒を見ていたと。それで疲れてしまって、ああいう結果を招いてしまったということが事件としてありました。

遠軽町でも老老介護というのはあるのだというふうに思ひます。保健の方でつかまえている老老介護の実態、そして合わせて介護保険が使えるのだけでも収入がなくて介護保険を使わずに、おじいちゃんなりおばあちゃんが相方を見ているという事例があるのかどうか、その辺あれば教えていただきたいというのと、合せまして、今回、介護保険料が値上がりをするようになります。これを悪いとは言ひませんが、これを一つの契機といたしまして、そういったお年寄りの方々に対して介護保険の利用を促進する、そういった取り組みというのでしょうか、説明するというのでしょうか、そういったものを町として取り組むということも必要だと思ひますが、それらの考え方についてお聞きをさせていたひきたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 御質問の老老介護等、大変な問題だとは私どもも思ひて

おりますが、遠軽町の実態といたしまして、事件性があるような実態といたしますか、そういう形は今のところ私どもは聞いておりません。

あと、地域の方たちだとか、いろいろな方たちから現実に御相談等を受けておりますが、そういうものを承りまして、なるべく介護に結びつくようなものであれば、その方たちのお役に立つような形で相談を受けながら実施しているところでございます。

また、本当に例えば虐待とか何かで介護を受けない、受けさせられないというような形も現実にございます。そういう形につきましては、包括支援センターとか職員等が中心になりまして、家族の方に訪問して実態調査をしたり、説得をしたり、あと最後に、もし、それでもだめな場合につきましては、町の方でそういう方たちを保護するという制度もございますので、今までそういうことには至っておりませんが、現実には年何回かはやっぱり介護を受けさせないというような形で、虐待でないだろうかという形の相談はありますが、実態に合わせながら行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 本案については意見があるので起立採決を求めますが、取り計らっていただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立多数です。

したがって、議案第9号遠軽町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決されました。

2時30分まで暫時休憩します。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

◎日程第15 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第10号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成27年3月10日》

増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） 議案第10号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、いこいの森の施設を追加し、使用区分を整理するための改正でありまして、バンガローなど施設の使用料について利用者の不公平感を是正するため本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部を改正する条例。

遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部を次のように改正するものです。

別紙改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

現行、別表第2中「宿泊2,500円、1棟1泊（車両1台）（13時から翌日11時）、休憩1,000円、1棟（車両1台）（11時から16時）」を「4人用、宿泊2,500円、1棟1泊（車両1台）（13時から翌日11時）、休憩1,000円、1棟（車両1台）（11時から16時）、5人用宿泊3,000円、1棟1泊（車両1台）（13時から翌日11時）、休憩1,200円、1棟（車両1台）（11時から16時）、6人用宿泊3,500円、1棟1泊（車両1台）（13時から翌日11時）、休憩1,400円、1棟（車両1台）（11時から16時）、6人用（テラス付き）宿泊4,500円、1棟1泊（車両1台）（13時から翌日11時）、休憩1,800円、1棟（車両1台）（11時から16時）」に改め、同表に電気ストーブ、500円、1泊につきを追加するものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 誠に申し訳ありません。委員会で説明を受けたときに聞くのを忘れたのですが、普通の旅館だとかに、普通の温泉だとか旅館に行ったりして泊まるときは、連泊すると宿泊料金安くなりますよね。このバンガローは、連泊すると安くないのでしょうか。

昔、白滝に勤めていたとき、白滝のキャンプ場には雪解け前から車に来て、もう10泊以上ずっと泊まっている人もいたのです。そういう人が丸瀬布にいるかどうかかわからないのですけれども、そういう連泊をしたときに、この料金が毎日毎日加算されるのか、少しは割引になるのか、その辺検討されているのかどうかだけお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） ただいまの質問についてお答えします。

今回の改正につきましては、連泊につきましても、あくまでも1泊ということになって

ございます。従前どおり連泊された方も、1日1泊という形の料金設定で考えておりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 当然そういった発想はなかったのかもしれませんが、そういった連泊について、今後、少し割引をするだとかという検討というのはできませんか。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） ただいまの御質問は意見と受け止めまして、今後勉強していきたいと思っております。今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ここで1棟1台幾らとなっているのですけれども、例えば6人とか5人で2台で来た場合に、車両代というのは別に取りることになるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） 車両につきましては、少々お待ちください。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時37分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） 車両につきましては、バンガローの区画の中に1台置くスペースになってございます。2台目以降については、あくまでも1台ですので、駐車場のほうに置いてもらうという形をとってございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○10番（阿部君枝君） その場合の駐車料金というのは、いただいているのですか。バンガロー以外のところの駐車場は。

○議長（前田篤秀君） 増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田眞一君） 2台目以降につきましては、駐車場に置いたものについては料金はかかりません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部改正についてを採

決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第11号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長(久保英之君) 議案第11号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、遠軽町簡易水道事業安国簡易水道の給水人口等の認可変更並びに遠軽町水道事業及び下水道事業の資本金の造成に必要な事項を定めるために本条例を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開きください。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料で説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表をご覧ください。

現行、第2条第2項第2号イ(イ)中、給水人口「1,000人」を「580人」に改め、同号イ(ウ)中、1日最大給水量「160立方メートル」を「250立方メートル」に改めるものであります。

現行で削除されていた第6条を、次のように改めるものです。

「(資本金への組入れ)」の見出しをつけ、「第6条、減債積立金を使用して企業債を償還した場合又は建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。」に改めるものであります。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、北海道知事の認可の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

《平成27年3月10日》

これより、議案第 11 号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 12 号

○議長(前田篤秀君) 日程第 17 議案第 12 号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長(久保英之君) 議案第 12 号遠軽町水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町水道事業給水条例の一部改正につきましては、水道メーターの設置及び貸与の取扱いを変更するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開きください。

遠軽町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

遠軽町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料で説明いたします。

遠軽町水道事業給水条例新旧対照表をごらん願います。

現行、第 10 条第 1 項第 1 号中「(メーターを含む。)」を削るものです。

現行、「第 17 条第 1 項」を削り、同条第 2 項中「メーター」を「町のメーター」に改め、「同条同項」を「第 1 項」とし、同条に次の 1 項を加えるものです。

第 2 項「メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。」とするものです。

現行、「第 18 条第 1 項」を削り、同条第 2 項中「メーターは」の次に「、管理者が設置して」を加える。

「同条」を「同条第 1 項」として、同条中「第 3 項」を「第 2 項」とし、「第 4 項」を「第 3 項」とするものです。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の日前に設置すべき事由が生じたメーターについては、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

《平成 27 年 3 月 10 日》

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 新旧対照表の17条の2の次に、メーターの貸与と書いてあるのですが、現行の方からメーターの貸与という項目名がそのまま使われているのですが、貸与ということは、町がつけて利用者に貸しつけるということですね。だけれども、町がつけるということは、町のものとしてつけるわけだから、ここは貸与ではなくて、利用者としては町から借りているという意識はないと思うのです。だから、ここは貸与ではなくて、メーターの保管とか管理ということになるのではないのでしょうか、名目としては。いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 基本的に町のメーターとのことで、貸し付けるということの貸与ということでございます。所有者は、町の方だということでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 水道に必要な道具として、これは町が責任を持ってつけているわけでしょう。だから、町のものなのだから、相手に貸すというよりも保管という意味ではないか、管理とか。何で相手に貸し付けるのか。使う本人は、町からこれは貸し付けられたという意識はないと思う。水道に当然必要なものだから、当然町がつけたのでしようというふうになると思うのだけれども。貸し付けられたら責任を感じますもの。僕は保管でいいと思うのだけれども、それは町が責任を持ってやるという意味で。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 水道のメーターというものは、町から貸し付けという水道を給水する一つの契約という位置付けから、町から貸し出すという位置付けで基本的になっているということでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成27年3月10日》

◎日程第 18 議案第 13号

○議長（前田篤秀君） 日程第 18 議案第 13号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第 13号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げたいと思います。

大型免許等資格取得支援事業の実施に伴い、本条例を定めるものでございます。

別紙をお開き願いたいと思います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

参考資料、別紙、新旧対照表により御説明申し上げたいと思います。

別表第 2（第 2 条関係）ですけれども、分類の助成金の行政サービス等の名称に「大型免許等資格取得支援事業に関すること。」を追加するものでございます。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 13号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 14号から日程第 21 議案第 16号

○議長（前田篤秀君） 日程第 19 議案第 14号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第 20 議案第 15号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第 21 議案第 16号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部改正について、以上3件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第14号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年遠軽町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、6ページの次の参考資料、遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

初めに、目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

初めに、本則（第82条第7項、第83条第3項、第84条、第191条第10項、第192条第2項及び第193条を除く。）中、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、それぞれ改めるものでございます。

第6条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項の「サービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス

《平成27年3月10日》

又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に、次の1項を加える。

第4項、前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ。」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ。」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ。」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に、次の1条を加える。

見出しとして、「（事故発生時の対応）」とし、第78条の2、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

第3項、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4項、指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中

欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、「同項各号」を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）、介護職員。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合、前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設、看護師又は准看護師。

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者（第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）」を「指定看護小規模多機能居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員26人又は27人、利用定員16人、登録定員28人、利用定員17人、登録定員29人、利用定員18人。

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行いに改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第113条第1項に、次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」

に改める。

第135条を次のように改める。

第135条、削除。

「第148条第2項第9号」を削り、「第10号」を「第9号」とし、「第11号」を「第10号」とする。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に、「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型住居施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に、次の1項を加える。

第17項、第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に、次の一号を加える。

第9号、次条において準用する第105号第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録、2年。

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「以下「指定複合型サービス」という。」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サー

ビス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員26人又は27人、利用定員16人、登録定員28人、利用定員17人、登録定員29人、利用定員18人。

第195条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第200条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第202条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第15号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成

18年厚生労働省令第36号)の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年遠軽町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、3ページの次の新旧対照表をお開き願います。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に、次の1項を加える。

第4項、前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては、共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に、次の1項を加える。

第4項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、「同項各号」を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合、地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)、介護職員。

《平成27年3月10日》

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合、前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設、看護師又は准看護師。

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員26人又は27人、利用定員16人、登録定員28人、利用定員17人、登録定員29人、利用定員18人。

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に、次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

《平成27年3月10日》

続きまして、議案第16号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

第10条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第29条第2項第1号中「第31条第13号」を「第31条第14号」に改め、同項第2号エ中「第31条第14号」を「第31条第15号」に改め、同号オ中「第31条第15号」を「第31条第16号」に改める。

第31条中「第26号」を「第27号」とし、第18条から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中「第16号」を「第17号」とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中「第14号」を「第15号」とし、「第13号」を「第14号」とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に、次の1号を加える。

第12号、担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

《平成27年3月10日》

第31条に、次の1号を加える。

第28号、指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第14号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

議案第14号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

3時40分まで、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長(前田篤秀君) 会議を再開します。

◎日程第22 議案第17号から日程第27 議案第22号

○議長(前田篤秀君) 日程第22 議案第17号平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)、日程第23 議案第18号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第24 議案第19号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第25 議案第20号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)、日程第26 議案第21号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第27 議案第22号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)、以上議案6件は関連がありますので一括議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長(鈴木光男君) 議案第17号平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,742万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を143億5,141万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

《平成27年3月10日》

繰越明許費につきましては、「第2表繰越明許費」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第3表地方債補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

12 款分担金及び負担金につきましては、1 項負担金に35万7,000円追加し、総額を1億4,867万6,000円とするものです。

14 款国庫支出金につきましては、2 項国庫補助金に6,498万9,000円追加、3 項委託金を205万4,000円減額し、総額を10億7,236万1,000円とするものです。

15 款道支出金につきましては、1 項道負担金を835万1,000円減額、2 項道補助金に2,505万4,000円追加、3 項委託金を115万円減額し、総額を5億4,031万2,000円とするものです。

17 款寄附金につきましては、1 項寄附金に266万5,000円追加し、総額を2,363万8,000円とするものです。

18 款繰入金につきましては、1 項基金繰入金を6,723万4,000円減額し、総額を8億492万3,000円とするものです。

21 款町債につきましては、1 項町債を8,170万円減額し、総額を11億9,200万円とするものです。

これによりまして、歳入合計144億1,883万6,000円から6,742万4,000円減額し、総額を143億5,141万2,000円とするものです。

2 ページをお開き願います。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費に1億5,749万7,000円追加、4 項選挙費を205万4,000円減額、5 項統計調査費を110万1,000円減額し、総額を33億8,954万1,000円とするものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費を2,678万5,000円減額、2 項児童福祉費を317万4,000円減額し、総額を26億2,912万円とするものです。

4 款衛生費につきましては、1 項保健衛生費を118万8,000円減額、2 項清掃費を1,120万6,000円減額し、総額を13億5,987万1,000円とするものです。

6 款農林水産業費につきましては、1 項農業費に766万2,000円追加、2 項林業費を1,208万6,000円減額し、総額を3億1,555万6,000円とするものです。

7 款商工費につきましては、1 項商工費を271万4,000円減額し、総額を4億9,878万8,000円とするものです。

8 款土木費につきましては、2 項道路橋りょう費を9,798万4,000円減額、3 項

《平成27年3月10日》

河川費を30万8,000円減額、4項都市計画費を2,203万7,000円減額、5項下水道費を989万9,000円減額、6項住宅費を1,073万8,000円減額し、総額を18億8,448万6,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を2,394万9,000円減額し、総額を6億7,619万4,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を91万7,000円減額、2項小学校費を193万1,000円減額、3項中学校費を194万7,000円減額、7項保健体育費を256万5,000円減額し、総額を11億1,948万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計144億1,883万6,000円から6,742万4,000円減額し、総額を歳入歳出同額の143億5,141万2,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業は、国の平成26年度補正予算による地方創生事業でありまして、年度内への支出が見込めないため繰越明許費とするものであります。

事業の内容につきましては、歳出において御説明いたします。

なお、繰越明許費、繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、本年5月31日までに調整し、次の本会議において御報告いたします。

4ページをお開き願います。

第3表、地方債補正について御説明いたします。

1、変更。

生田原コミュニティセンター改修事業から、一番下の南中学校耐震改修事業までの6事業については、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

なお、参照資料として、54ページに地方債に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費909万4,000円につきましては、平成26年度自治法派遣職員として農政林務課に配属されています道職員の給与額確定に伴う北海道への派遣職員負担金であります。

2目文書広報費、広報紙発行事業150万9,000円の減額につきましては、広報紙作成に係る印刷製本費の執行精査であります。

5目財産管理費、本庁舎管理事業210万6,000円の減額につきましては、3階会

議室の机、椅子等の備品購入に係る執行精査であります。

10目自治振興費、地域集会施設管理事業63万7,000円の減額につきましては、かぜの西屋上防水改修工事及び白滝ふれあいセンター暖房設備改修工事に係る執行精査であります。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業298万9,000円の減額につきましては、社会保障・税番号制度システム整備業務委託と情報通信線維持工事は執行精査、共架電柱補強等負担金は皆減であります。

14目諸費、過誤納還付56万5,000円につきましては、税外過誤納還付金の追加であり、平成25年度遠軽地区障害支援区分認定審査会運営費の精算に係る湧別、佐呂間町への負担金返還であります。

15目基金運営費、基金運営事業266万5,000円につきましては、まちづくり振興基金積立金の追加であり、指定寄附金9件59万円、ふるさと納税寄附金278件、207万5,000円によるものです。

16目地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業1億5,241万4,000円につきましては、国の平成26年度補正予算において創設された事業で、200万円を除く1億5,041万4,000円を繰越明許とするものです。財源は、国庫支出金1億524万8,000円とプレミアム券発行に対する道支出金1,670万円であります。

嘱託職員報酬は、農業と森林林業の担い手対策として2名分。

報酬職分社会保険料は、2名に係る社会保険料。

現地調査報償費は、ジオパークに係る地元NPO法人に対する謝礼。

ガイド研修事業報償費は、伊豆大島ジオパークへの研修6名分。

日本ジオパークネットワーク全国研修会講師謝礼は、講師5名分。

費用弁償は、嘱託職員の通勤手当分。

普通旅費は、ジオパークと農業及び森林林業の担い手対策に係る職員旅費。

消耗品費は、保育所と農業担い手対策に係る分。

印刷製本費は、ジオパーク全国研修会報告書の作成。

医薬材料費は、保育所に係る分。

のぼり作成業務委託料は、ジオパークに係る分。

ジオパークアプリ用データ作成業務委託料は、本年度作成しましたアプリ「ジオパークぶらり」用の遠軽市街地マップの作成。

案内板等盤面張替用シート作成業務委託料は、ジオパーク案内板の表示内容の変更に伴うシートの張り替え。

妊婦健診超音波検査委託料は、妊婦健診時に実施する超音波検査料の助成。

観光案内看板誘導横断幕設置業務委託料は、丸瀬布を通る高規格道路上の高架橋フェンスにPR用横断幕を設置するものです。

《平成27年3月10日》

バス借上料は、ジオパークモニターツアーと保育所のバス遠足に係る費用。

お試し暮らし体験住宅改修工事は、丸瀬布職員住宅の改修。

瀬戸瀬保育所暖房設備改修工事は、温水ボイラーの更新。

木芸館トイレ改修工事は、女性用和式便器1基を洋式化するものです。

虹のひろば遊具設置工事は、虹のひろば内に小型遊具3基を設置するものです。

小学校遊具設置工事は、遠軽小学校と丸瀬布小学校への遊具設置。

遠軽町埋蔵文化財センター展示ケース照明改修工事は、黒曜石ギャラリー内の展示ケースへのLED照明の増設工事。

備品購入費は、お試し暮らし体験住宅の家電と家具、保育所・児童館の冷凍庫、洗濯機、滅菌庫、机、チェアなど、道の駅しらたきのソフトクリームサーバー1基、小中学校吹奏楽用の楽器、これらの購入であります。

紋別空港利用促進協議会負担金は、住民旅行への片道5,000円、往復1万円の運賃補助と事務取扱手数料であり、200万円を除く1,025万4,000円を繰越明許とするものです。

路線バス無料運行事業負担金は、町内路線バスの無料運行費用の補助。

大型免許等資格取得支援事業助成金は、町民が大型免許等を取得する際、費用の半額を助成するものです。

貸切バス利用事業補助金は、児童生徒が管内大会等に貸切バスを利用する際、一部を補助するものです。

介護人材育成事業助成金は、介護職員初任者研修を終了し、町内事業所に介護職員として1年以上の就労を条件に受講費用の一部を助成するものです。

農業担い手育成総合支援事業助成金は、農業研修生1名に対する月額5万円を1年分と、受入農家に対する助成であります。

就業体験助成金は、林業体験実習生10名に対する日額1,000円を60日分と、受入事業者に対する助成であります。

森林組合助成金は、臨時職員人件費の助成。

プレミアム付商品券発行事業補助金は、プレミアム20%に係る補助で1万2,000円分の商品券を1万円で販売するものです。

プレミアム付建設券発行事業補助金につきましては、昨日、商工観光課の方よりこれまで各委員会において説明した内容の一部が変更になりましたということで、議員の皆様にはファクスをお送りしたところですが、従前は対象とする事業を新築事業とそれ以外の工事、いわゆるリフォーム工事の2種類としておりましたが、新築住宅を取りやめ対象をリフォーム事業のみとするものです。プレミアム率は20%で、6万円分の建設券を5万円で販売するものであります。

観光協会補助金は、観光協会が実施する着地型観光魅力づくり推進事業、外国人観光客増加促進事業、虹のひろばバッテリーカー2台購入に対する補助であります。

《平成27年3月10日》

なお、事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

4項選挙費4目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙一般事務費205万4,000円の減額につきましては、事務費の執行精査であります。

5項統計調査費1目統計調査総務費、各種調査事業110万1,000円の減額につきましては、調査員報酬の執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、1、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業2,816万円の減額につきましては、事務費の執行精査であります。

2、介護保険事業112万6,000円の追加は、介護保険特別会計の補正に伴うものであります。

2目障害者福祉費、障害者総合支援事業24万9,000円につきましては、地域活動支援センター運営負担金の追加であり、湧別町にあるとんでんに係る平成25年度負担額確定による精算であります。

2項児童福祉費5目保育所費、保育所運営事業317万4,000円の減額につきましては、南保育所に支援が必要な児童が入所したことに伴う嘱託職員1名4か月分の報酬、社会保険料の追加と臨時職員賃金の執行精査であります。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、1、火葬場管理事業11万9,000円の減額につきましては、白滝聖苑外壁等改修工事に係るに執行精査であります。2、上水道事業の推進106万9,000円の減額は、水道事業会計の補正に伴うものであります。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業379万3,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の清算によるものです。

3目し尿処理費、し尿処理事業741万3,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の清算によるものです。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、財源の振り替えであります。

3目農業振興費、1、担い手対策事業150万円につきましては、青年就農給付金事業補助金の追加であり、国の平成26年度補正予算により平成27年度分を前倒して平成27年3月に給付するものです。対象者は白滝地区1名で、財源は全額道支出金であります。2、農業振興一般経費616万2,000円につきましては、機構集積協力金交付事業補助金で、農地中間管理機構の借り受け農地に隣接する農地を機構に貸し付けた所有者に補助されるものです。その農地が農家に貸し付けられることが要件となっており、対象者は遠軽地区2名で、財源は全額道支出金であります。

2項林業費1目林業振興費、1、町有林整備事業588万6,000円の減額につきましては、道補助金の減による事業調整であります。2、民有林振興対策事業620万円の減額につきましては、道補助金の減による事業調整であります。

7款商工費1項商工費5目観光施設費、生田原温泉ホテルノースキング管理事業271万4,000円の減額につきましては、生田原コミュニティセンターの改修工事とコインランドリー設置工事に係る執行精査であります。

《平成27年3月10日》

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路橋りょう総務一般経費162万9,000円の減額につきましては、町道用地確定測量業務委託料の執行精査であります。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業9,635万5,000円の減額につきましては、西町2丁目9号通用確測量業務委託料から6行目南町3丁目1号通用確測量業務委託料までは執行精査、白滝市街西線道路改良舗装工事と次の東2線道路防雪工事は交付金の減による事業量縮小と執行精査、市街地40号道路改良舗装工事は執行精査、西町通学通道路改良舗装工事は交付金の減による事業量縮小と執行精査、西町2丁目9号通道路改良舗装工事以降につきましては、いずれも執行精査であります。

3項河川費1目河川総務費、河川維持管理事業30万8,000円の減額につきましては、トーウンナイ川河川維持工事及び清川普通河川護岸改修工事に係る執行精査であります。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業1,266万3,000円の減額につきましては、地籍調査事業業務委託料は交付金の減による事業量縮小と執行精査、地籍調査事業永久杭埋設業務委託料は執行精査であります。

2目街路事業費、街路新設改良事業937万4,000円の減額につきましては、3・6・9岩見通道路改良舗装工事は交付金の減による事業量縮小と執行精査、道路改良附帯工事は執行精査であります。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業の推進989万9,000円の減額につきましては、個別排水処理事業特別会計及び下水道事業会計の補正に伴うものであります。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理事業48万7,000円の減額につきましては、いずれも工事に係る執行精査であります。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業1,025万1,000円の減額につきましては、いずれも工事に係る執行精査であります。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業2,394万9,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の精査であります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教職員住宅整備事業35万6,000円の減額につきましては、教職員住宅建設工事の執行精査であります。

3目教育振興費、1、教育振興一般経費113万4,000円につきましては、中体連等の全国、全道大会出場及びスキー授業に係る貸切バス料金値上げによる学校行事負担金の追加であります。2、英語指導助手招致事業169万5,000円の減額につきましては、報償費の執行精査であります。

2項小学校費2目教育振興費、1、小学校特別支援教育支援員配置事業113万円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。2、小学校遠距離通学助成事業2,000円につきましては、路線バス料金改定に伴う就学援助費の追加であります。3、要保護・準要保護児童援助事業111万7,000円につきましては、認

定者の増加に伴う就学援助費の追加であります。

3目学校建設費、小学校建設事業192万円の減額につきましては、いずれも工事に係る執行精査であります。

3項中学校費2目教育振興費、1、中学校特別支援教育支援員配置事業45万6,000円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。2、中学校遠距離通学助成事業195万5,000円の減額につきましては、丸瀬布地区の対象者2名が転出及び転居したことによる自動車借上料の執行精査であります。3、要保護・準要保護生徒援助事業119万8,000円につきましては、認定者の増加に伴う就学援助費の追加であります。4、中学校特別支援教育就学奨励事業9万9,000円につきましては、認定者の増加に伴う就学援助費の追加であります。

3目学校建設費、中学校建設事業83万3,000円の減額につきましては、委託料と工事に係る執行精査であります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費補助事業57万1,000円につきましては、各種大会への出場数増加により社会体育振興補助金に不足が見込まれることから追加するものであります。

2目体育施設費、1、体育館管理運営事業56万6,000円の減額につきましては、遠軽町武道館照明設備等改修工事の執行精査であります。2、球技場管理運営事業81万円の減額につきましては、えんがるソフトボール球場ダッグアウト等塗装改修工事の執行精査であります。3、コミュニティセンター管理運営事業176万円の減額につきましては、遠軽コミュニティセンター暖房設備改修工事の執行精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2、歳入。

12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金35万7,000円につきましては、湧別町と佐呂間町による地域活動支援センター2町負担金の追加であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億524万8,000円につきましては、1、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）5,756万7,000円は、プレミアム券発行と紋別空港利用促進に係る補助であります。2、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）4,768万1,000円は、それ以外の地方創生事業に係る補助であります。

2目民生費国庫補助金2,816万6,000円の減額につきましては、臨時福祉及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の執行精査であります。

4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金3,831万9,000円の減額につきましては、道路改良事業6件に係る交付金及び補助金確定による執行精査であります。2節都市計画費補助金400万9,000円の減額につきましては、岩見通道路改良舗装工事に係る交付金確定による執行精査であります。3節住宅費補助金3,023万5,000

《平成27年3月10日》

円の追加につきましては、地域住宅交付金確定による執行精査であります。

3項委託金1目総務費委託金205万4,000円の減額につきましては、衆議院議員選挙費委託金の執行精査であります。

15款道支出金1項道負担金3目土木費道負担金835万1,000円の減額につきましては、地籍調査事業費負担金の確定による執行精査であります。

2項道補助金1目総務費道補助金1,697万8,000円につきましては、1、電源立地地域対策交付金は金額確定による追加であります。2、地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業補助金は、町が実施するプレミアム券販売額の5%相当額の補助であります。

2目民生費道補助金400万円につきましては、次世代育成支援対策交付金の追加であります。

4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金1,017万8,000円につきましては、1、青年就農給付金事業補助金は、国の平成26年度補正予算による追加であります。2、機構集積協力金交付事業補助金は、農地中間管理機構への農地貸し付けに係る補助であります。3、農家台帳管理システム改修事業補助金は、昨年9月議会で歳出補正しました農家台帳管理システム改修業務に係る補助金確定によるものであります。2節林業費補助金610万2,000円の減額につきましては、いずれも補助金確定による執行精査であります。

3項委託金1目総務費委託金115万円の減額につきましては、各種統計調査委託金の確定による執行精査であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金59万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、西町3丁目舟山賢一様から10万円、匿名希望者様2名から10万円、社会福祉振興資金として、丸瀬布、今田登己様から10万円、生田原、河村和子様から10万円、匿名希望者様2名から6万円、福祉センター建替資金として、豊里、荒井幹夫様から3万円、文化振興資金として匿名希望者様から10万円であります。

次に、3目ふるさと納税寄附金207万5,000円の追加につきましては、横浜市、渡辺進様ほか277名の方からによるものです。

以上、いただきました寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところ です。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金6,723万4,000円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額であります。

21款町債1項町債4目商工債490万円の減額につきましては、生田原コミュニティセンター改修事業債の精査であります。

5目土木債1節道路橋りょう債6,530万円の減額につきましては、8件の道路新設改良事業債の精査であります。2節都市計画債530万円の減額につきましては、街路整備事業債の精査であります。

《平成27年3月10日》

6目消防債400万円の減額につきましては、消防車両整備事業債の精査であります。

7目教育債3節保健体育債160万円の減額につきましては、遠軽町武道館照明設備等改修事業債の精査であります。4節中学校債60万円の減額につきましては、南中学校耐震改修事業債の精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） それでは、赤番の5、平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）に関する資料、こちらの方をお出し願いたいと思います。

地域住民生活等緊急支援交付金事業につきまして御説明申し上げたいと思います。

本交付金につきましては、物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応をすること及び仕事づくりなど、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みについて、地方の活性化を促していくことを目的としたものでございます。具体的には、回復の遅れます地方の消費喚起ですとか生活支援を目的に、地域消費喚起支援型として2,500億円及び地方版総合戦略の策定を支援し、仕事・人の好循環の確立を目的に、地方創生先行型といたしまして1,700億円それぞれ計上した二つの交付金から構成されております。

本交付金では、国が推奨する施策の例示という形で示されておりますが、最終的にどのような事業をどのように組み合わせて実施していくかは、地域実情に応じた各自治体の判断に広く委ねられております。ただし、各自治体には、こうした裁量性と同時に事業成果の継続または目標値の設定と効果検証が求められている点が今回の交付金の大きな特徴でもございます。

これを受けまして、今回、遠軽町として実施いたします事業ですが、お手元に配付をしております地域住民生活等緊急支援交付金、2ページの①になります地域消費喚起・生活支援型から御説明を申し上げたいと思います。

町民生活支援事業といたしまして、紋別空港利用促進及びプレミアム付商品券発行の2本を予定してございます。紋別空港利用促進につきましては、紋別空港の利用を促進し交流人口の増加を図るもので、1往復当たり1万円を助成するものでございます。プレミアム付商品券等発行につきましては、地元消費を拡大されることによりまして地域経済の活性化をさせるもので、今回は商品券と建設券各20%のプレミアム付で発行するものでございます。

予算額につきましては、二つの事業を合わせまして8,391万1,000円、国からの交付限度額につきましては5,756万7,000円でございます。

次に、②地方創生先行型でございますけれども、移住定住促進事業から4ページの交通ネットワーク事業等を実施いたしまして、地方における安定した雇用の創出と地方公共交通の確保などを図るものでございます。

予算額につきましては6,850万3,000円、国からの交付限度額は4,768万1,

《平成27年3月10日》

000円でございます。

それぞれ事業の取組・施策等、目的、内容につきましては記載のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

また、5ページから改修工事の位置図を添付しておりますので、後ほど御説明申し上げたいと思います。

いずれの事業におきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方に基づきまして、少しでも東京一極集中を是正し、若い世代の就労、結婚、子育て環境を実現し、地域の特性を生かして地域の課題を解決していくための施策を実施していくものでございます。短時間で解決できるものではございませんが、町民の皆さんと問題意識を共有いたしまして、これまでにない危機感を持って人口減少と地方創生に取り組むものでございます。

二つの交付金を合わせまして1億5,241万4,000円を計上、1億5,041万4,000円を繰越明許費といたしております。財源につきましては、国・道補助金を1億2,194万8,000円、一般財源として3,046万6,000円を計上しております。

それでは、5ページをお開き願いたいと思います。

お試し暮らし体験住宅改修工事につきまして、企画課より御説明申し上げます。

場所につきましては丸瀬布地域で、丸瀬布小学校前の職員住宅の1戸につきまして内部改修を行い、遠軽町に移住を検討されている人を対象に一定期間、町で生活暮らしが体験できる住宅を整備するものでございます。

改修の主なものにつきましては、浴室をユニットバスに、部屋の壁・天井のクロスの張り替え、新規にボイラーの設置等も予定してございます。また、家具、家電の整備も予定しているところでございます。

企画課からは、以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 菊地保育課長。

○保育課長（菊地 隆君） 続きまして、保育課所管に係る工事について御説明申し上げます。

同じく別紙赤番5の6ページをお開き願います。

瀬戸瀬保育所暖房設備改修工事についてであります。

工事箇所につきましては、位置図に丸で示しております遠軽町瀬戸瀬東町124番地です。

工事内容は、温水ボイラー光熱器3台が老朽化しているため、更新を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 続きまして、商工観光課所管に係る工事について御説明申し上げます。

《平成27年3月10日》

同じく別紙赤番5の7ページをお開き願います。

虹のひろば小型遊具設置工事についてであります。

工事箇所につきましては、位置図に丸で示しております遠軽町丸大の虹のひろば園内にあります。

工事内容につきましては、固定式の小型遊具3基を設置するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤祐治君） 遠軽町埋蔵文化財センター展示ケース照明改修工事について御説明いたします。

引き続き、資料8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

遠軽町埋蔵文化財センターは、平成23年7月より開館をいたしておりますが、考古学の持つ展示の雰囲気づくりと消費電力量の軽減のため、これまで照明を抑えていた経過がございます。しかしながら、考古学研究者や来館者からは、せっかくの展示資料が見えにくいとの御指摘を少なからず受けているところでございます。

このことから、今回、国の交付金事業に合わせまして照明設備を増設し、黒曜石資料の持つ美しさをより一層引き出すことにより、来館者の満足度の向上を図るとともに、より一層の文化財保護思想の普及や白滝ジオパークとも連携した観光の振興にすることを目的に計上をさせていただいたところです。

具体的には、国指定重要文化財北海道白滝遺跡群出土品を展示する黒曜石ギャラリーの展示ケース8台に、現在はケース中央に1灯の照明をつけておりますが、改修によりまして、上から照らすスタンド式のLEDライトを対角に各2灯、計16灯を増設いたします。図面の黒丸の部分が増設する16灯ということになります。

なお、今回改修いたしますケースには、国指定重要文化財を展示していることから、所管します文化庁美術学芸課にも照会しましたところ、資料の性質とLEDライトの採用により紫外線劣化の影響に懸念はないとの回答を得ておりますので、申し添えたいと思いません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第18号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,329万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億7,291万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

《平成27年3月10日》

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に1,329万7,000円追加し、総額を1,723万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計25億5,961万6,000円に1,329万7,000円追加し、総額を25億7,291万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明します。

2ページをお開き願います。

10款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に1,329万7,000円追加し、総額を1,539万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計25億5,961万6,000円に1,329万7,000円追加し、総額を歳入歳出同額の25億7,291万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金、償還金1,329万7,000円につきましては、平成25年度療養給付費等負担金の確定により超過交付金返還に伴う追加であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金1,329万7,000円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第19号平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,249万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億8,998万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

2款分担金及び負担につきましては、1項負担金に32万2,000円追加し、総額を868万5,000円とするものです。

《平成27年3月10日》

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に84万2,000円追加し、総額を3億9,347万2,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、1項支払基金交付金に176万5,000円追加し、総額を4億2,960万9,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に720万2,000円追加し、総額を2億2,756万5,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1項財産運用収入に9,000円追加し、総額を6万6,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に112万6,000円追加し、2項基金繰入金から896万7,000円減額し、総額を2億5,662万円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に3,019万4,000円追加し、総額を3,622万7,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計15億5,749万5,000円に3,249万3,000円追加し、総額を15億8,998万8,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、2、歳出について御説明いたします。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に168万5,000円追加、3項介護認定諸費に60万5,000円追加し、総額を3,843万円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に2,098万6,000円追加、2項高額介護サービス等費に170万円追加、3項高額医療合算介護サービス等費に308万2,000円追加、4項特定入所者介護サービス等費に441万円追加、5項その他諸費に1万6,000円追加し、総額を14億9,085万1,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に9,000円追加し、総額を6万6,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計15億5,749万5,000円に3,249万3,000円追加し、総額を歳入歳出同額の15億8,998万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般管理費168万5,000円につきましては、介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修業務委託料であります。

3項介護認定諸費1目介護認定審査会費60万5,000円につきましては、介護保険制度の改正に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料であります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費、介護サービス等給

付費2,098万6,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありまして、居宅介護サービス等給付費を1,500万円減額、特例居宅介護サービス等給付費を671万4,000円減額、施設介護サービス等給付費に4,100万円追加、居宅介護等住宅改修費に170万円の追加であります。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費170万円につきましては、実績見込み精査による追加であります。

3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費308万2,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費441万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

5項その他諸費1目審査支払手数料、審査支払手数料1万6,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金、基金積立金9,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

2款分担金及び負担金1項負担金1目認定審査会負担金32万2,000円につきましては、介護保険制度の改正に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修に伴う遠軽地区介護認定審査会2町負担金の追加であります。

4款国庫支出金2項国庫補助金3目介護保険事業補助金84万2,000円につきましては、介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修に伴う介護保険事業費補助金であります。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金176万5,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費支払基金の追加でありまして、過年度分に176万5,000円の追加であります。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金720万2,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費負担金の追加でありまして、過年度分に720万2,000円の追加であります。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金9,000円につきましては、基金利子の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金3目その他一般会計繰入金112万6,000円につきましては、介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修及び遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修に伴う事務費一般会計繰入金の追加であります。

2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金896万7,000円につきましては、介

《平成27年3月10日》

護給付準備基金繰入金の減額であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,019万4,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込みに伴う前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第20号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を879万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により御説明します。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明します。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を8万3,000円減額し、総額を356万円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に8万3,000円追加し、総額を33万3,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を140万円減額し、総額を400万円とするものです。

これによりまして、歳入合計1,019万9,000円から140万円を減額し、総額を879万9,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を140万円を減額し、総額を676万2,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計1,019万9,000円から140万円を減額し、総額を歳入歳出同額の879万9,000円とするものであります。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

3ページをごらんいただきたいと思います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により限度額を540万円から400万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

《平成27年3月10日》

9ページをお開き願います。

3、歳出。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費、一般管理事業44万4,000円の減額につきましては、事業の執行精査であります。

2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業95万6,000円の減額につきましては、工事の執行精査であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金8万3,000円の減額につきましては、執行精査であります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金8万3,000円の追加につきましては、執行精査であります。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債140万円の減額につきましては、執行精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第21号平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）は、第2条で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を106万9,000円減額し、第3項特別利益に1,673万8,000円追加し、総額を5億8,341万2,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用から106万9,000円を減額し、総額を5億1,099万1,000円にするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額「1億5,695万5,000円」を「1億5,807万円」に、当年度分損益勘定留保資金「7,024万4,000円」を「7,145万4,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「697万円」を「687万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を240万円減額し、第2項国庫補助金を8万4,000円減額し、総額1億1,310万8,000円にするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費から136万9,000円を減額し、総額を2億7,117万8,000円にするものです。

第4条は、予算第5条企業債限度額の欄中、上水道整備事業「1,040万円」を「9

《平成27年3月10日》

60万円」に、簡易水道整備事業「6,610万円」を「6,450万円」に改めるものです。

次のページをお開きください。

1ページから2ページは実施計画、3ページから4ページは予定貸借対照表、5ページはキャッシュフロー計算書でありまして、説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。

補正予算第2号、明細について説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益第2目他会計負担金106万9,000円減額は、一般会計繰入金の精査によるものです。

第3項特別利益第1目過年度損益修正益1,673万8,000円の追加は、会計基準の見直しに伴う有形固定資産の精査によるものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目原水及び浄水費106万9,000円の減額は、清川頭首工転倒ゲート改修工事設計業務委託料の執行精査によるものです。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入は、第1款資本的収入第1項企業債第1目企業債240万円の減額は、水道事業債及び簡易水道事業債の執行精査によるものです。

第2項国庫補助金第1目国庫補助金8万4,000円の減額は、簡易水道等施設整備費補助金の精査によるものです。

次に、支出であります。第1款資本的支出第1項建設改良費第2目配水管布設費136万9,000円の減額は、水道管布設替工事の執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第22号平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成26年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第4号）は、第2条で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益を449万2,000円減額し、第3項特別利益に1,441万3,000円を追加し、総額を12億2,384万4,000円にするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用は449万2,000円を減額し、総額を9億3,730万5,000円にするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額「4億983万2,000円」を「4億1,022万4,000円」に、当年度分利益剰余金処分額「2億5,241万5,000円」を「2億5,280万7,000円」に改め、資本的収入及び支出に予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債は1,290万円減額し、第2項

《平成27年3月10日》

国庫補助金は210万5,000円を減額、第3項他会計補助金は2,400万円を減額し、第4項工事負担金には1,867万6,000円を追加し、総額を2億6,098万4,000円にするものです。

次に、支出であります。第1款資本的支出第1項建設改良費から1,993万7,000円を減額し、総額を6億7,120万8,000円にするものです。

第4条は、予算第5条債務負担行為の限度額欄中「2億2,000万円」を「1億4,388万円」に改めるものです。

次のページをお開きください。

第5条は、予算第6条企業債欄中、公共下水道事業「9,590万円」を「8,300万円」に改めるものです。

第6条は、予算第9条他会計からの補助金「5億651万円」を「4億7,801万8,000円」に改めるものです。

第7条は、予算第10条の継続費でありまして、表の総額を「1億5,800万円」から「1億4,493万7,000円」に改め、年度割額の平成26年度「3,000万円」を「2,869万6,000円」に、平成27年度「1億2,800万円」を「1億1,624万1,000円」に改めるものです。

次のページの1ページから2ページは実施計画、3ページは継続費に関する調書、4ページは債務負担行為に関する調書、5ページから6ページは予定貸借対照表、7ページはキャッシュフロー計算書でありまして、説明は省略させていただきます。

8ページをお開き願います。

補正予算（第4号）、明細について説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款下水道事業収益第2項営業外収益第1目他会計補助金449万2,000円の減額は、一般会計繰入金の精査によるものです。

第3項特別利益第1目過年度損益修正益1,441万3,000円の追加は、会計基準見直しに伴う有形固定資産の精査であります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用第1目管渠費449万2,000円の減額は、下水道事業基本設計等変更業務委託料の執行精査によるものです。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入は、第1款資本的収入第1項企業債第1目企業債1,290万円の減額は下水道事業債の精査、第2項国庫補助金第1目国庫補助金210万5,000円の減額は下水道事業交付金の執行精査、第3項他会計補助金第1目他会計補助金2,400万円の減額は一般会計繰入金の執行精査、第4項工事負担金第1目工事負担金1,867万6,000円の追加は、下水道工事負担金の執行精査によるものです。

次に、支出であります。第1款資本的支出第1項建設改良費第1目管渠整備費664万7,000円の減額は、公共下水道管渠工事等の執行精査、第2目処理場整備費1,329万円の減額は遠軽下水処理センター監視制御整備更新工事委託及び遠軽下水処理セン

《平成27年3月10日》

ター建設工事の執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案6件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第17号平成26年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、12ページから19ページ。

山田議員。

○6番（山田和夫君） 12ページの地域活性化の関係で、赤番5を見ながらちょっと質問させていただきたいと思いますが、まず一つ目に、紋別空港の利用促進についてお伺いをいたします。

事業名は、町民生活支援事業という形になっておりまして、目的は紋別空港の利用を促進し交流人口の増加を目的とすると書いてございますが、町民生活を支援するということで、町民が紋別空港を利用するときに1万円の助成をするという事業なのですが、この町民生活を支援する事業がどうして交流人口の増加につながる目的として書かれているのか意味がよくわかりません。町外の人を紋別空港利用して遠軽町に呼んでくると、そういう人のために1万円を助成して交流人口を増やすという目的ならこの目的になるのですが、町民対象ですから交流人口の増加というのはちょっと目的としては違うのではないかとこのように思うのですが、その辺の考え方について1点お聞きをいたします。

次に、仕事づくり事業の農業担い手育成総合支援についてお尋ねをいたします。

新規就農相談に係る嘱託職員を配置するというようになっております。御存じのように、嘱託職員は制度上、月に17日しか勤務できません。新規就農を受け付けるということになりますと、本当に月17日という限られた日数の中できちんと対応できるのかというふうに私は思います。そうしますと、本気になって新規就農相談を受けるということになると、インターネットあるいは東京に出向いてこういった相談窓口をやるだとかということになるのだというふうに思いますが、嘱託職員制度ではなくて、別な17日以上相談に応じれる体制を作るべきだというふうに思うのですが、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、子育て環境整備についてお尋ねをいたします。

妊婦健診の超音波検査を155人分、5,300円掛ける6回ということで助成をすることについては、私は非常にいい事業だというふうに思いますが、実はこの検査のほかにも、厚生病院の外科の外来窓口に行きますと、エコー検査につきましては補助対象外でございますと、従ってエコー検査を受ける妊婦の方については自己負担をお願いしますという張り紙が、実は外来に張ってございます。この検査を受けるに当たっては、エコー検査

《平成27年3月10日》

も必要だということであれば、このエコー検査に係る自己負担、何とか補助していただけないものかなというふうに思いますが、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

それから、観光振興事業ですが、観光協会に補助をするという形で観光プロモーションの実施ということがうたわれております。この内容についてどのようなものを想定しているのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 紋別空港の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、助成金につきましては町民限定という形になってございます。この事業につきましては、遠軽町だけではなく遠紋地区の市町村で実施している事業でありまして、紋別空港の羽田紋別間の直行便という意味合いもございまして進めてございます。

一昨年まで千歳を経由して経由便も飛んでいたのですが、26年度から直行便という形になってございます。直行便になってきますと、それだけ利用が増えているということもございまして、合わせまして紋別空港に各町村のPR事業等もやってございまして、そのような関係で、直行便が飛ぶことによってさらに東京方面からこの遠紋地区に来られる方も増えてくるという形を想定してございます。そして、その方を少しでもこの遠軽地区に呼び込むということも想定してございますので、そういう意味で搭乗数を増やすという形で、さらに紋別空港を利用していただく。

さらには、今後、大変難しいのですが複数便化というのも視野に入れて、紋別空港の利用促進をして、この遠紋地区の交流を増やしていくという考えで今回この部分を交流人口の増という形で考えさせてもらいましたので、御理解を賜りたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 山田議員の2点目の御質問でありますけれども、農業担い手専門相談員の配置の関係でお答えさせていただきます。

嘱託職員の1か月17日という勤務で対応できるのかという御質問でありますけれども、今までも農政林務課の農政担当の方で、これらの相談あるいは制度上の事務等も行ってまいりまして、もちろん農政林務課の方に配置していただきますので一緒になってやっておりますので、その方だけに全て任せるということではございませんので、御理解をお願いいたします。

また、この嘱託職員の関係につきましては、新たな農業の支援組織を作っていくと。現在農業の研修生、実習生、受入協議会というのがございまして、その中で関係機関あるいは農業者の方々と協議等を進めているところでありますけれども、これをさらに進めまして、この相談員を常時相談できるような体制もとっていききたいという、そういう組織づくりの準備として今回考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

《平成27年3月10日》

たします。

また、インターネットや東京の方面でというお話もありましたけれども、もちろん新規参入ということで道外、町外から入ってこられる方ももちろん想定してございますけれども、後継者ということで地域におられる農業者も推進していくということも主眼に置いておりますので、こちらの相談も一緒にやっていくということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 御質問の3点目の妊婦健診の関係でございますが、ここに載っております超音波検査、これがエコー検査でございます。名称が超音波検査となっておりますが、内容はエコー検査でございますので、妊婦のエコー検査ということで、それを実施していきたいということで考えておりますので御理解いただきたいと思います。名称がちょっと置き替えているといえますか、日本語でいくと超音波検査であります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 観光振興事業における観光プロモーションについて御説明を申し上げたいと思います。

実は現在、平成26年度ですが、道の事業といたしまして、参加型国際観光地づくり促進モデル事業という事業、単年度限りで実施をしております。この間、モニターツアーを含めて、一度、海外シンガポールの方から旅行会社を招聘いたしまして、この遠軽の地域においてどんな体験プログラムができるのかということと2日間かけて見ていただきました。その結果、本年6月、あと秋に、実際にツアーの行程の中に入れていただくことがもう既に決定をしております。それで、道の事業は単年度で終わるものですから、引き続き遠軽町の単独事業といたしまして、この後、実施をしたいということでもあります。

内容につきましては、主に柱としては3点ほどありまして、まずは体験プログラム、これをもうちょっと商品に絶えられるように磨き上げを行っていくと。そのためには、それを当日運営する人が大切なものですから、その受入体制の強化を図る、一応そういうことが主となって進めていく予定であります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） 1点だけ、紋別空港の利用促進の関係ですが、町民を対象にした1往復当たり1万円の助成というのは、今年までもずっと取り組んでまいりました。しかし、近年でいいますと、雄武町などは、雄武町に住んでいる方ではなくて東京にいるほかの人たちを紋別空港を利用していただいて雄武町内に泊まっていただく。このことで、大いに交流人口が増えたというふうに伺っております。

遠軽町も、町民を対象にしたこういった事業と同時に、そういった交流人口の増加を目指すというのであれば、町外の方々に紋別空港を利用していただいて遠軽町内のホテルに泊まっていただく、そして観光していただくということも事業としてはあっていいのでは

ないかというふうに思いますが、そういった補助事業をやるつもりはありませんか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今、山田議員言われたような形で、雄武町さんと西興部村さんでそういう町内に泊まっていたいただければ助成をするという事業をやっています。ほかの町では、うちと同じような形で片道5,000円という形で助成をしているところがございます。

先ほども申しましたけれども、搭乗率、搭乗人数が6万人というのを目標にやってございまして、今回この助成をやることによりまして、2月でもう既に搭乗数6万人を超えて多分来年以降も直行便が飛ぶというような形では聞いてございます。

今言われた御質問の関係なのですけれども、遠軽町といたしましては、当面、遠軽町民を対象にこの事業を進めていきたいというふうに考えてございまして、町外の方に助成して町内に泊まっていたいただければ、また先ほど言われた助成金を出すという一つの方法もあると思いますけれども、当面は、うちは遠軽町民を対象にしていきたいというふうに思っておりますので御理解願いたいと思います。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会いたします。

午後 5時01分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀
署 名 議 員 奥 田 稔
署 名 議 員 松 田 良 一